

令和元年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1422号）《未定稿》

◎日 時 令和元年6月20日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	小林	たかや	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	池田	ともり	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	はやお	恭一	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	石川	雅己	君	
副	区	山	口	正紀	君
保健福祉部	長	歌	川	さとみ	君

地域保健担当部長 千代田保健所長	渡 部 裕 之 君
地域振興部長	細 越 正 明 君
文化スポーツ担当部長 オリンピック・パラリンピック担当部長	小 川 賢 太 郎 君
環境まちづくり部長	松 本 博 之 君
まちづくり担当部長	大 森 幹 夫 君
政策経営部長	清 水 章 君
財産管理担当部長	佐 藤 尚 久 君
行政管理担当部長	吉 村 以 津 己 君
特命担当部長	須 田 正 夫 君
会計管理者	保 科 彰 吾 君
総務課長	古 田 毅 君
企画課長	亀 割 岳 彦 君
財政課長	中 田 治 子 君
(教育委員会)	
教 育 長	坂 田 融 朗 君
子 ども 部 長	大 矢 栄 一 君
教 育 担 当 部 長	村 木 久 人 君
(選挙管理委員会事務局)	
選挙管理委員会事務局長	高 橋 誠 一 郎 君
(監査委員事務局)	
監査委員事務局長	河 合 芳 則 君
◎区議会事務局職員	
事 務 局 長	門 口 昌 史 君
事 務 局 次 長	小 玉 伸 一 君
議 事 担 当 係 長	桐 谷 孝 行 君
議 事 担 当 係 長	吉 田 匡 令 君
議 事 担 当 係 長	橋 場 広 明 君
議 事 主 査	後 藤 飛 超 君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和元年第2回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、3番長谷川みえこ議員。

〔長谷川みえこ議員登壇〕

○3番（長谷川みえこ議員） 2019年、令和元年第2回定例会において一般質問をさせていただきます。

最初に、**幼児・児童への人権教育について**お伺いいたします。

野田市、目黒、札幌と、相次ぐ子どもの虐待のニュースに心を痛めた方も多いと思います。千代田区では、2005年、平成17年より、保育園とこども園の5歳児を対象に暴力から身を守る力を引き出すCAPプログラムのワークショップを実施しています。CAPとは、Child Assault Prevention、子どもへの暴力防止の頭文字、C・A・Pをとってキャップといい、子どもは誰でも安心して自信を持って自由に生きる権利がある。いじめや誘拐、虐待などのあらゆる暴力に対し何ができるかを子どもたちに知らせることにより、子どもの自尊心を高め、暴力から身を守る力を引き出す人権プログラムです。5歳児対象に3日間に分けて子ども同士の暴力、知らない人からの暴力、知っている人からの暴力について学びます。現実にかかる場面を想定し、疑似体験を通じて対応の仕方を学び、実際に声を出す練習もします。保護者には子どもと別の日に研修が行われます。

虐待に遭った子どもが交番に助けを求めて保護されたというニュースがありましたが、嫌な思いをしたときに第三者に相談するなど、発信の仕方を身につけて自分を守ることはとても大切です。幼児が権利について学ぶ貴重な機会を区立保育園、こども園の園児だけではなく、千代田区内の区立、私立の幼稚園、保育園でも実施できないでしょうか。さらに、小学校の低学年でバックアップ研修を実施できれば、さらにいじめや暴力から自分自身を守る力がつくのではないのでしょうか。

子どもの権利条約が国連で採択されて30年、子どもの権利を守るため、いじめや虐待から子どもたちを守るための指導の現状はどのように行われているのでしょうか。子どもたちが権利を学ぶCAPプログラムの拡充と、子どもに対する暴力を未然に防ぐための取り組みについてお答えください。

次に、**障害者雇用について**お伺いいたします。

中央省庁での障害者雇用水増し事件が発覚してから採用された障害者2,518人のうち131人が退職したと発表がありました。現在、地方公共団体等の法定雇用率は2.5%、民間企業では2.2%で、再来年の4月までにさらに0.1%増えます。障害者の雇用定着のためには、経験の積み重ねとジョブコーチの巡回や相談などの支援が重要です。知的障害や発達障害のある方は特別支援学校や就労移行支援施設から企業で職場体験や実習を行うことがあります。しかし、短期間の体験だけでは、その職種や職場が本人に合っているかの判断は難しく、就労定着のためには

丁寧にサポートが受けられる環境で経験を積み、社会性を学ぶ時間が必要です。

厚生労働省は、2008年、平成20年度より「成長力底上げ戦略」として、各府省、各自治体において、障害者が一般雇用に向けて経験を積むチャレンジ雇用を推進・拡大しました。チャレンジ雇用とは、障害のある方が各自治体で1年から3年の実務経験を積み、企業就労にステップアップするための取り組みです。営利を目的とする企業では短期間の実習受け入れはしても訓練の場としての中期的な受け入れは難しいかと思います。区役所内にあるジョブサポートプラザちよだには、生活介護事業、就労継続B型、そして就労を目指して訓練をする就労移行支援事業があります。また、障害者福祉課には就労支援センターがあるのでチャレンジ雇用の実施には連携がとりやすく、整った環境だと考えます。

障害者自立支援法が施行されてから就労支援が強化されたものの、知的障害、発達障害の方々の就労はまだまだ厳しいのが現状です。

千代田区は共生社会実現に向けて力を入れています。ぜひ千代田区役所の中でも障害者の雇用定着を支援するためにチャレンジ雇用の導入を求めます。千代田区が障害者雇用推進のために取り組んでいること、共生社会と福祉の観点から見た就労と雇用へのお考えをお聞かせください。

最後に、**障害者支援**についてお伺いいたします。

障害のある方にとって就学、進学、就労など、それぞれの節目に差しかかったとき、これまでの経緯を考慮し、今後に向けての適切な支援が必要となります。そこで、教育、医療、療育など、関連機関の情報を踏まえて支援計画を作成します。今年度から整備される障害児ケアプランは妊娠期から18歳までが対象ですが、さまざまな節目において支援や利用するサービスの見直しが必要となるのは18歳以降も続きます。千代田区に住み続けている間、継続して福祉サービスや相談支援を利用しますが、その間に福祉にかかわる職員や相談支援の担当者はかわっていきます。担当がかわっても、今までの障害の状況、生活環境、利用してきたサービスなどが記録されたカルテのようなものがあれば、その情報をもとに切れ目のない支援を受けることが可能と思われます。18歳以降も成人判定や障害者年金受給の手続、年齢を重ねたときの就労見直し、介護保険の利用など、節目はまだ続きます。

そこで質問いたします。障害児ケアプランが現在どのような状況まで進められているか、18歳までは児童・家庭支援センター、それ以降は障害者福祉課と担当は異なりますが、切れ目のない支援のため、18歳以降をどのようにつなげていくか、障害児ケアプランの拡充となるような継続した支援のための道筋をお示しください。

以上、千代田区の幼児・児童への人権教育、CAPプログラムの拡充と知的障害者の雇用定着のために千代田区役所内でのチャレンジ雇用導入について、切れ目のない障害者支援のための障害児ケアプラン拡充、この3点について、区長、教育長、関連理事者のご答弁を求め私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 長谷川議員のご質問のうち、障害児ケアプランに関するご質問に私からお答えを申し上げます。

障害児ケアプランは、障害のある子どもたちと普通の子どもたちがこの地域でともに安心して生活できる地域共生社会実現を目的とした施策であります。ケアプランの作成に当たりましては、18歳までの障害の状況や生活環境、学校や関係機関との支援情報を全て子育てカルテにまとめ、情報を一元的に集約・管理し、関係機関同士で情報を共有するものであります。その上で、ライフステージごとにプランを作成し、個に応じたサービスの提供を図り、切れ目のない支援を実現し、俯瞰的な見通しを提案するものであります。

議員ご質問の18歳以降の対応についてでございますが、節目ごとのサービス提供が円滑に行われるよう、カルテに蓄積をいたしました情報を、先ほど申しましたように、関係機関同士でしっかりと受け継ぎ引き継いでいくことにより、障害児と障害者の切れ目のない支援や福祉が実現できるだろうと思っております。

そして、この障害児ケアプランは、冒頭も申しましたように、地域で生涯にわたり、安心して暮らしていけるための道筋でもありまして、まさに地域共生社会を実現する上での大変重要な施策だろうと思っております。

なお、詳細及びその他の事項については、関係理事者をもって答弁いたさせます。

〔子ども部長大矢栄一君登壇〕

○子ども部長（大矢栄一君） 長谷川議員のご質問のうち、障害児ケアプランに関するご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、障害児ケアプランの進捗状況としては、外部の有識者や障害児の保護者、関係機関等を構成員とする検討委員会を組織し、7月初旬に第1回の検討委員会を開催し、具体的に検討を進めていくところです。さらに7月下旬には、さくらキッズの登録児童について、保護者の希望により先行して個別のケアプラン作成を開始する予定です。さくらキッズ利用者を先行する理由としては、既に利用者との関係性が構築されていることから、児童、保護者の状況を区側で把握している点が挙げられます。また、個別ケアプランの作成に当たっては、保育園、幼稚園から小学校、中学校、高等学校と節目節目で情報をきちんと見直して、情報管理を徹底しながら支援方法や成長の過程により蓄積した情報を子育てカルテとして引き継ぎ、ケース会議等も必要に応じて実施します。さらに、18歳以降についてはプランを引き継いでいくことにより切れ目のない支援の実現に向けて努めてまいります。

〔教育担当部長村木久人君登壇〕

○教育担当部長（村木久人君） 長谷川議員のCAPプログラムに関するご質問にお答えします。

子どもに対する暴力、虐待等の悲しい事件が後を絶ちません。子どもの健やかな成長と命を守るため子どもへの暴力の根絶は重要な課題であると考えております。議員ご指摘のとおり、CAPプログラムは、千代田区では区立保育園、こども園において取り組んでいます。実施している園からは、自分の身を守ることの大切さや人権感覚を身につけやすい等の評価がある一方で、プログラムが確立され柔軟な対応ができないなどの問題点も指摘されているところです。

区立小学校、幼稚園においても、安全や人権に関しさまざまな指導を行っています。区立幼稚園では、日々の安全指導に加え、CAPプログラムで実施されているようなロールプレーの要素

も取り入れたセーフティー教室を開催したり、園児の自己肯定感を育むためにさまざまな経験をさせる中でたくさんの自信をつけさせるようにしたりしています。また、区立小学校におきましては、東京都が推進する人権教育プログラム及び安全教育プログラムを活用して、いじめ等の人権問題について考えたり、安全教育プログラムを活用して、自分の身を守る方法等について学んだりしています。

このような取り組みを行いつつ、今後も各校・園が小学校学習指導要領及び幼稚園教育要領の趣旨と子どもたちの実態を踏まえた教育活動を進める中で、どのような安全教育、人権教育がふさわしいのか、必要に応じてCAPプログラム、あるいはその趣旨を取り込んでいくことができないうか、教育委員会として引き続き検討してまいります。

なお、私立幼稚園、私立保育園等におきましては、各園の理念に基づいた教育、保育活動を行うこととしておりますが、園の運営者が集まる施設長会等でCAPプログラムの取り組み等を含めた安全指導や自尊心を高める教育活動の意義を紹介していきたいと存じます。

〔行政管理担当部長吉村以津己君登壇〕

○行政管理担当部長（吉村以津己君） 長谷川議員の障害者雇用に関するご質問にお答えをいたします。

共生社会の実現を目指す本区では、ジョブサポートプラザちよだを本庁舎の3階に設置しております。またパン工房やパンショップも1階に設けており、これらは障害者の雇用の場ともなっておりますが、そこで就労を希望する障害者の方を全て受け入れるということにはつながらないことはご案内のとおりだと思います。

可能な限り就労を希望する障害者に雇用の場が提供され、働くことを通じて職業人としての能力を発揮し、自立した生活を送ることができることが重要であると考えております。

こうした考えのもと、本区における障害者の採用に際しては、特別区における障害者を対象とした採用選考を通し、積極的に職員として雇用しております。また、雇用後も各個人の能力や適性を発揮しながら生きがいを持って働き続けることができるよう、職場環境の調整や職務内容への配慮など、職場全体で取り組みを進めておるところでございます。

議員ご提案の、障害者の区でのチャレンジ雇用につきましては、公務の現場において一定期間業務を経験し、一般企業等への就労につなげていくもので、障害者の就労にとって意義あるものと思われまふ。一方で、チャレンジ雇用の実施に当たりましては、受け入れる職場環境や具体の支援体制、従事していただく業務内容など、さまざまに課題もあるところでございます。しかしながら、チャレンジ雇用の意義も踏まえ、実施に向け、今後検討してまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、13番池田ともり議員。

〔池田ともり議員登壇〕

○13番（池田ともり議員） 令和元年第2回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問を行います。

今回は、東京2020大会を見据えた千代田の交通施策について伺います。

初めに、放置自転車対策、自転車駐車場の確保について伺います。

東京都では「駅前放置自転車等の現状と対策」という調査レポートを公表しています。都内の放置自転車数は平成2年の約24万3,000台をピークに年々減少傾向にあり、平成30年度の調査では2万7,332台となり、前年度と比べると3,994台の減少になったと報告されています。本区では、主要な駅が多いことありますが、ご承知のとおり、放置自転車が一番多い区です。秋葉原駅の301台を初め、岩本町駅の254台、末広町駅の253台などの数をあわせると2,506台になります。前年度と比べると337台の減少傾向にあるように、放置自転車の削減に向けてこれまでさまざまな対策を講じてきました。

その一つとして、自転車等駐車を増やしてきました。とはいえ、本区の自転車等駐車場による自転車の収容能力は3,430台と区内では一番少なく、放置自転車が多い原因と考えられます。(スクリーンを写真画面に切り替え)

放置自転車対策として、今年度予算でも拡充しているように、先日も神田駅東にコインパーキング式の一時利用の自転車駐車場が設置されました。(スクリーンを写真画面に切り替え)また、同エリアにはコミュニティサイクルのポートやビルを建てる時に住宅付置の代替として自転車駐車場が設置されるなど、放置自転車対策が進められています。

本区では、主要な駅が多いことありますが、特に需要のある駅周辺はそれでも自転車駐車場が不足をしています。定期利用できる年間登録制自転車駐車場は募集時期に申し込みをすれば利用できる状況にはあるものの、途中からの登録は難しく、今後の課題とされています。(スクリーンを元に戻す)

そこで、最近注目されているのが自転車駐車場のシェアサービスです。スマートフォンを利用してあいている土地やスペースを自転車駐車場として貸し借りするサービスです。カーシェアリングやコミュニティサイクルを利用するように、自転車や車の駐車場もシェアすることで利用者にはうれしい仕組みです。こうしたシェアサービスを導入してあいている駐車場を利用し、短時間での駐車場利用が既に始まっています。区有地や低未利用地はもちろん、わずかな私有地でも場所の提供や活用することで、区民の皆さんや在勤・在学の方にも利便性があるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。自転車駐車場のシェアサービスなど、さらなる用地を活用することで放置自転車の解消につながると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、コミュニティサイクルについて伺います。環境意識の向上やまちの魅力向上、そして先にも述べた放置自転車の削減など、幅広い効果を期待し、平成26年10月にコミュニティサイクル事業「ちよくる」を開始して5年目を迎えます。区内のポート数は今年の3月の時点で81カ所、昨年から19カ所増えていて、現在も増設中なのはご承知のとおりです。周辺区との広域連携も千代田、中央、港、新宿、文京、江東、品川、大田、渋谷、目黒の10区となり、利便性もますます拡大しています。その反面、これまでも課題となっている各ポートへのバランスのよい自転車の配置を工夫する見直しはされているのでしょうか。(スクリーンを写真画面に切り替え)

こちらは昨年開業した東京ミッドタウン日比谷に設置されているポートです。規定台数をはる

かに超えた台数がとめられています。一方で、1台も残っていない日も珍しくありません。また、写真のようなこれだけのシェアサイクルがあってもどれも充電が不足している。メンテナンス中という表示が出るといった状況は一向に変わっていない気がします。(スクリーンを元に戻す)

広域連携していることで遠方から乗ってきたために充電切れのままではただの放置自転車と化してしまいます。今後、さらに利用者が増えていくことを考えれば、充電や簡単なメンテナンスなど、きめ細やかな体制が求められてくることは十分認識されていることと思います。2020大会に向け、行政だけの課題ではないと思いますが、対応が急がれます。

そこで質問いたします。これまでも課題となっている各ポートへのバランスのよい配置について現状までの見解をお聞かせください。また、無人ではない新たなコミュニティサイクルの総合案内所を設置し、バッテリーの交換や簡単なメンテナンスができるようなスポットを求めますが、見解をお聞かせください。

次に、自転車道の整備と歩行者への安全面について伺います。本区では、平成25年12月に「千代田区自転車利用ガイドライン」を策定し「安全で快適な自転車利用ができる都心千代田区」を目指してきました。(スクリーンを写真画面に切り替え)

昨年、神田警察通りの一部、共立女子学園前の歩道拡幅工事が完了し自転車走行空間が誕生しました。本来は歩行者、自転車、自動車の分離を基本としつつ、車道を通行する自転車の安全性の向上の観点から、沿道地域、道路管理者、交通管理者が調整・連携をしながら安全な走行空間の整備が進められています。(スクリーンを写真画面に切り替え)狭い区道では構造的な分離が難しいため、自転車通行位置を自転車マークなどのピクトグラムによるナビマークやナビラインを路面に表示した走行空間の整備が進められています。本区でも多く見るようになりました。(スクリーンを元に戻す)

自転車走行空間の整備については、区道、都道、国道の各道路管理者との調整・連携を図りながら整備が進められています。自転車は車道を通行するルールであるものの、一方通行などの道路事情、高齢者などの運転に自信のない方や小さな子どもを乗せた自転車は歩道を通行することになります。また、配送サービスなどの自転車便はかなりの速度で歩道を走行することも多く、歩行者にとっては自転車との接触事故にもつながる心配もあります。オリンピック・パラリンピックを控え、快適な走行空間と同様、安全な歩行空間の確保にも努めていかないといけないのではないのでしょうか。歩行空間をしっかりと確保するためにも、自転車走行空間を明確にすることが必要と考えます。

そこで質問いたします。歩行者への安全対策にもつながる自転車道の整備について、区の見解をお聞かせください。

次に、風ぐるまの活用について伺います。地域福祉交通風ぐるまは、高齢者や障害者、子育て中の方など区民の移動手段として区内を4つのルートで運行している小型バスとして活躍しております。都営バスと併行している地域も一部ありますが、これまでその運用についてはさまざまな意見や要望が取り上げられています。多くの方が必要としている交通手段ですから、今後の活用にも期待が膨らみます。風ぐるまを利用してかがやきプラザに通う区民の方にも気運醸成に

つながることができないでしょうか。

ところで、東京2020大会まできょうでちょうど400日となりました。日に日にカウントダウンが減り大会が近づいてきました。区長が招集挨拶で紹介していた「Let's 2020」は22のイベントを予定しているとのこと、対象となる年齢の方や施設や学校では盛り上がることと思いますが、区全体としての気運醸成につなげるためには積極的な周知が必要だと考えます。
(スクリーンを写真画面に切り替え)

マスコットやロゴを自由に使用できない規制が強い中、例えば、風ぐるまに乗車している方へ区が独自で行うイベントとして中刷り広告や運行している一部の車内にあるモニターを利用して周知するなどして気運醸成につなげてみてはいかがでしょうか。(スクリーンを元に戻す)

そこで質問いたします。東京2020大会開催までのカウントダウンや、気運醸成につながる情報発信に区内を運行する風ぐるまを活用できるよう提案しますが、見解をお聞かせください。

最後に、大会期間中の交通規制や渋滞対策について伺います。ご承知のとおり、本区でもオリンピック・パラリンピック競技会場として各所で準備が進められています。毎年開催される東京マラソンでは、警備はもちろん、交通規制や渋滞対策を事前に周知し混乱がないよう努めていることと思います。既に100日を切りましたラグビーの世界大会では、期間中、国内外からの多くの来訪者が予想され、本区でも交通規制や渋滞が同じように考えられます。(スクリーンを資料画面に切り替え)

東京都とオリンピック・パラリンピック大会組織委員会では、東京2020大会期間中の交通渋滞や鉄道の混雑状況について「大会輸送影響度マップ」を公表しました。また、交通量抑制に重点的に取り組む必要がある16地点を指定し、交通渋滞解消に向けてさまざまな対策を検討しています。このうち5地区を占める本区のほか、都心の繁華街はほぼ全域が指定されています。この夏には首都高速道路の交通量の抑制を図る交通規制を実施する予定です。首都高速の規制は鉄道にも広範囲に影響が出ると考えられます。区民の方はもちろん、通勤、通学の時間帯にも影響がないとは限りません。通常時の混雑率150%以上を超える混雑区間では、大会開催時は観客増が加わると約13%の増となり、混雑はさらに拍車がかかるとされています。また、一般道もただの渋滞ではすまない。例えば区内のごみの収集など、直接大会に関連することではない区民生活に支障を来すことが心配されます。事前の情報発信に力を入れ、理解を深めることが重要となります。(スクリーンを元に戻す)

千代田区として気運醸成を図り、記憶に残る大会となるよう努めることが表であるのならば、日常生活に支障が出ないよう努めることが裏の役割ではないのでしょうか。そのことをしっかりと事前に区民の方へ周知徹底し、理解と協力を得ることが大切だと考えます。

区長も区民の一人としてどのようなお考えなのでしょう。千代田区オリンピック・パラリンピック推進プロジェクトの進捗状況から推測すると、庁内での連携をさらに強化し、一体となって千代田区として発信することが不可欠と考えます。

そこで質問いたします。大会期間中に想定される交通規制や渋滞対策、その影響について区としての見解をお聞かせください。

以上、これまでの、そしてこれからの世代をつなぐため、東京2020大会を見据えた千代田の交通施策について、（ベルの音あり）伺いました。区長並びに関係理事者の前向きな答弁を求め質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 池田議員の東京2020大会を見据えた千代田区の交通施策についての質問を私から答弁をいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、私たちの心に希望や感動を与え、まちなぎの活気とにぎわいをもたらすものであると私は認識しております。

区内では、オリンピック・パラリンピック合わせて6競技が行われるほか、マラソンコースも区内を通過することから、大会期間中を中心に選手の移動や物資等の搬送、競技の実施に伴う交通規制が実施される予定でありまして、車両等の運行や歩行ルートへの影響なども懸念をされるのはご指摘のとおりだろうと思います。

このため、千代田区では、東京2020競技大会本部会議を設置し、ごみの収集や風ぐるまの運行等、区民生活への影響を洗い出し、情報を共有するとともに、庁内で連携してその対応策をたぐいまり議論し協議をしているところであります。さらに、こうした大会開催に伴うさまざまな影響については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や東京都、警察等とも緊密に連携しつつ、一層庁内での連携も含め、区民の皆様方に丁寧に情報提供し、混乱やトラブルがないようにしてまいり所存でございます。

なお、詳細その他については関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔オリンピック・パラリンピック担当部長小川賢太郎君登壇〕

○オリンピック・パラリンピック担当部長（小川賢太郎君） 池田議員のご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、機運醸成につながる風ぐるまの活用についてですが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への機運をさらに高めていくために、区では「Let's 2020」や障害者スポーツ体験会の実施、機運醸成事業に対する助成などを積極的に展開しているところでございます。ご提案の風ぐるまを活用した機運醸成についてですが、さまざまな機会を捉えて多角的に周知活動をしていくことが肝要と考えており、多くの区民の方々にご利用いただいている風ぐるまを活用して機運醸成イベントの告知などのPRを行うことは、さらなる大会機運の醸成に資するものでございます。このため、風ぐるまを所管する保健福祉部と実施に向けた検討を早急に進めてまいります。

次に、東京2020大会中の交通規制や渋滞対策についてですが、区内に6競技の会場とマラソンコースを要する本区では、大会期間中を中心に交通規制が行われることとなっております。交通規制に伴い、ごみの収集・運搬や風ぐるまの運行、学校等での校外活動など、区の事務事業への影響や各所での交通渋滞などが懸念されます。このため、交通規制に関する情報は速やかに庁内で共有するとともに、区民生活への影響を可能な限り少なくするため、東京都や警察などの関係機関と連携しながら対策を進めてまいります。

また、区民の皆様には区の広報紙やホームページによる情報提供、事業の対象者への事前周知などを丁寧かつ積極的に行い、できるだけ混乱が生じないよう取り組んでまいります。

〔環境まちづくり部長松本博之君登壇〕

○環境まちづくり部長（松本博之君） 池田議員のご質問にお答えいたします。

放置自転車台数は自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、コミュニティサイクルの導入、啓発活動等により年々減少しております。しかしながら、乗降客の多い駅周辺での放置自転車が課題となっており、引き続き放置自転車対策を講じていくことが重要であると認識しております。

放置自転車の対策として一番効果があるのは自転車駐車場の設置です。JRなど、鉄道事業者の協力により少しずつ増やしており、今月も神田駅周辺にコイン式自転車駐車を11台増設しましたが、まだ十分とは言えない状況であります。駅周辺で自転車駐輪場用地を見出すことが困難な現状にあっては、議員ご提案の自転車駐車場のシェアサービスは大変効果が期待できるものと考えております。先行導入している自治体での状況を調査し、検討してまいります。

次に、コミュニティサイクルの総合案内所の設置についてお答えいたします。

平成26年10月から開始しましたコミュニティサイクル事業は、登録者数、利用回数ともに年々増加しております。平成30年度時点の登録者数は約9万9,000件、年間の利用回数約113万回となっており、区民の移動手段の一つとして定着しつつあります。しかしながら、利用回数が増えることにより、エリアによっては乗りたいときにサイクルポートに自転車がない。またバッテリーの充電状態の低下といった問題も多くなってきております。現在、AI技術を使った再配置システムを導入し、自転車の利用を予測しつつ、需要の高いポートへの配置を実施しておりますが、再配置の拠点施設が湾岸地区にあるため再配置までに時間を要しているといった状況でございます。そのため、再配置までの時間を短縮し、バッテリーの充電等も行うことのできる再配置の拠点施設を未活用の区有地を活用して設置することができないかと現在検討しているところでございます。

次に、自転車道の整備に関するご質問にお答えいたします。

自転車走行環境の整備につきましては、昨年度策定した道路整備方針においても、人、自転車、車が共生できる安全で快適な道路として、広幅員道路については、道路の改修等にあわせ、自転車歩行者道や自転車レーンの整備を図るとともに、狭幅員道路についてはナビマーク・ナビラインの設置やゾーン30の整備を図るなど、人と自転車と車が安全に通行できる道路環境整備を推進していくものとしております。議員ご指摘のとおり、幅員の狭い道路の多い区道において、歩行者への安全面を考え、短期的、効率的に自転車走行空間を明確にするためには、路面標示で済むナビマーク・ナビラインでの整備が有効であると考え、沿道地域や交通管理者と調整・連携しながら鋭意取り組んでまいります。

○13番（池田とものり議員） 13番池田とものり、自席より再質問させていただきます。

最後の自転車道の整備についてなんですけれども、私が心配をしているのは、歩行者に対しての安全対策としてということをもう少し考えていただきたいということで、確かに自転車道がはっきりできていればもちろんなんですけれども、そのあたりのお考えというか、受けとめ方とし

てはどのような考えなのか、もう一度お聞かせください。

〔環境まちづくり部長松本博之君登壇〕

○環境まちづくり部長（松本博之君） 池田議員の再質問にお答えをいたします。

人は自転車に乗るときと歩くときと、ともにどちらもあるわけでございます。自転車と人が共生して安全に通行できる、そうしたような交通環境を整備していきたいと、そのように考えてございます。

○議長（小林たかや議員） 次に、9番西岡めぐみ議員。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○9番（西岡めぐみ議員） 令和元年第2回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。初当選後、初めての一般質問となります。よろしくお願いいたします。

東郷元帥記念公園の改修工事が平成29年11月より着手されています。本年3月末より一部開放されて区民は限定的な利用をしておりますが、開放エリア内での課題もあり、さまざまな難題があります。現在の開放エリアの舗装が砂地になっていることから、乳幼児の目線、背丈ですと砂ぼこりを気管に吸収してしまうという不安な状況から、保護者の視点で考えますと、ソフトクッション性の高い材質や人工芝のような舗装に一部のエリアだけでも対応できないか、まず初めにお尋ねいたします。

ただ、子どもを自然に親しませたい、砂地の状態を望む方もいらっしゃいますので、乳児と幼児、例えば0歳から2歳と3歳から5歳等の小規模スペースでもゾーンに分けて遊ばせられる工夫等、民間企業の知恵もかりながら、現在の一部開放エリアにも特殊衝撃吸収材（ウレタンフォーム等）対応できれば、保護者の方も安心すると思われれます。

次に、公園設置の遊具の維持管理についてですが、現在は1年に一度遊具の維持管理が行われておりますが、せめて半年に一度、当該公園のみならず、本区全ての公園において安全面を考慮し、維持管理チェック期間の頻度を上げることが利用者にとって望ましい維持管理方法ではないかと考えますが、区のご見解をお伺いいたします。

現在、当該公園改修工事のための協議会内でも安全面を考慮した公園の維持管理、遊具の配置等意見が交わされていますが、現在の協議会の進捗状況及び公園管理運営の課題、現在の遊具と舗装材質等の選定基準をご明示ください。利用者の意見や子どもの視点は取り入れられていますでしょうか、あわせてご回答をお願いいたします。

二つ目の質問に移ります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての千代田区内のライトアップに関して質問をさせていただきます。

丸の内イルミネーション実行委員会が開催している丸の内イルミネーションは、今年で18年目を迎えます。来場者数も順調で、102日の期間中、およそ700万人の人々が訪れまちの活性化に貢献しています。丸の内エリアはベースとしてオフィス街であり、夜間人口が少ないエリアでありましたが、当該イルミネーション効果によって夜間帯の人通りが増え、また経済効果だけではなく治安改善の効果もあったものと考えられます。さらに当該イベントは環境にも配慮し、低消費電力の照明を導入し、太陽光や風力などの自然エネルギーを有効利用する対策も行ってい

ます。このような成果を区内でも共有し、商店街及び河川エリアでもライトアップ事業を本区として推進していくことは、夜間景観の向上、経済効果の期待、治安警備への貢献などの観点から鑑みましても有益と思われませんが、本区としてこのような取り組みに対して従来からどのような対応をされ、東京2020大会開催に向けてどのように対応していくのか、区としてのご見解をお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切り替え）

この次出ますデータですが、近年では訪日外国人旅行、いわゆるインバウンドも増加傾向であり、日本政府観光局のデータによりますと、昨年、平成30年1～12月期では全体でおよそ3,120万人にものぼり、直近の本年1～4月期では前年同月比平均伸び率4.4%となり、既に現時点でおよそ1,100万人を超えています。（スクリーンを資料画面に切り替え）この進捗状況から鑑みましても、東京2020大会に向けて政府は訪日外国人数をおよそ4,000万人に目標としていることや、格安航空会社の進出や途上国の経済発展による現在の世界的な旅行ブームに拍車をかけ、今後さらなるインバウンド数も上昇するものと予想されます。

都の国別外国人旅行者行動特性調査や公益財団法人東京観光財団の調査におきましても、彼らが訪都する際のさまざまなランキングで、（スクリーンを資料画面に切り替え）皇居、東京駅、秋葉原、丸の内ビルかいわい等10位以内に多数本区が入っていることから、インバウンドのトレンド動向を押さえることにより、本区としても効果的に集客させるエリアを提供し、地域の治安維持、警備面からも安全性につながると考えられます。区内に来訪したインバウンド需要も満たされ、地域商店街や地域コミュニティ復活のきっかけづくりという視点からも、商店街支援策と結びつけてライトアップ事業を推進できればと考えております。

そこで将来的な本区のインバウンドについての統計、対応等ございましたら、ご見解をお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切り替え）

区内建造物、美術館来訪者数も増加しています。国立近代美術館の来場者数推移は、平成28年には来場者数およそ50万人、平成29年にはおよそ70万人を超え、前年比からおよそ20万人増加しています。それに伴いまして、訪日外国人旅行者と観光で本区に来る日本人、また区民とのトラブル防止のため、相互理解のためにも多言語コミュニケーションと多言語音声翻訳システムのさらなる活用、推進をしてはいかがでしょうか。（スクリーンを元に戻す）

平成30年3月の観光庁発表の「訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備における国内の多言語対応に関するアンケート」での調査によれば、訪日外国人旅行者の困ったこととして「施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない」が最も多いという結果となっております。その中でも、英語対応は90%と進んでいるが、アジア、中国系言語の翻訳がおくれているとの見方があり、中国語等の外国語についての対応は30%以下と今後の課題であると示しています。（スクリーンを資料画面に切り替え）

多言語コミュニケーションツールは、物品及びアプリ等が、現在、民間企業でも研究開発、販売がなされていますが、インバウンド数増加を見越し、日本の文化やマナー、区での条例理解や啓発、区民とのトラブル防止のためにも、本区といたしましても何らかの対策が必要と思われると思いますが、多言語コミュニケーションツールの活用等について、ご見解また区内の利用進捗をご教示

ください。

東京2020大会に向けてのライトアップ企画に合わせまして、点灯エリアや点灯時間、期間等の周知のためにも区の公式ツイッター、フェイスブック等を有効利用し、若年層のフォロワー数を増加させる契機にもなると同時に、サイトを訪れる外国人用英語版、中国語系版で周知をしていき、区オリジナルのマナー等も掲載してはいかがでしょうか。現在の本区のツイッター、フェイスブックの活用状況、また今後の課題等もあわせてご教示ください。（スクリーンを元に戻す）

ライトアップに関しましては、さまざまな配慮も必要になってまいります。当然のことながら周辺住民へのご理解と配慮、光の害、いわゆる光害、また漏れ光対策、さらには昆虫、動植物等生物多様性への配慮、省エネルギー等も必要となってまいります。周辺住民への事前周知、ライトアップによる照射による周辺動植物の影響調査はもちろんのこと、環境に配慮する意識向上のきっかけづくりとしてバイオディーゼル廃棄油や回収ペットボトルの活用、太陽光、バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの積極的な利用促進をしていくべきと考えます。このような取り組みを区として自治体が率先することにより、さらに民間企業にも波及していくものと思われま

す。関東運輸局が公表している官民連携した魅力ある観光地の再建、強化事業として、埼玉県の大川越市では、行政と民間NPOが協力し合い、商店街の活性化のためのライトアップ事業などが実施されています。（スクリーンを資料画面に切り替え）このような先進事例も踏まえながら、関係省庁、東京都、隣接の他区自治体の協力も得て、商店街、地域コミュニティの活性化、環境意識の啓発、治安警備への貢献等の効果を織り込んだライトアップ事業の検討委員会を設置してはいかがでしょうか。

東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成と東京の夜間景観に磨きをかけ、東京の魅力を国内外に発信することを目的として、大会時期にあわせた都内主要施設のライトアップの実施を検討しています。その対象は、国や区市町村、公共施設を初め、民間の主要施設も含まれております。本区としても、公共施設を初め、大勢の方々の目に触れる場所、神田川や日本橋川にかかるにぎわいを創出できる橋や区の公共施設のライトアップ等から検討を始めてはいかがでしょうか、区としての前向きなご見解をお伺いいたします。（スクリーンを元に戻す）

東京都産業労働局は「PRIME観光都市・東京都観光産業振興実行プラン、東京2020大会に向けた重点的な取り組み」を策定しており、東京2020大会に向けて三つの重点テーマに整理しています。観光案内機能の充実、多言語対応の強化、宿泊施設のバリアフリー化の推進、ナイトライフ観光の推進等盛り込まれておりますが、本区においても、大会に向けての早急な対応が必要になってくるオーバーツーリズムの問題も喫緊の課題であり、行政と民間が緊密に連携・考慮していく必要があります。

政府が進めるMICE、開催拠点エリアに指定されている本区では、東京2020大会に向け大手町・丸の内・有楽町エリアにおいて大変な混雑が見込まれます。通信インフラの整備、公共

交通機関の混雑、また当該利用方法を周知しないがためのマナー違反による混乱、夜間の騒音、ごみ問題等、無秩序な状況にならないためにも、それらを予見し、包括的に対応していく必要が本区でもあると考えます。（スクリーンを資料画面に切り替え）東京駅や皇居の存在する東の玄関口千代田区ではありますが、西の玄関口とも言える京都市では、国内外から年間5,000万人以上の観光客への混雑時の対策として、制限をかけるのではなく分散化を呼びかけています。ますます増していくインバウンドに対して、本区での美術館や公共施設、公共交通機関の時間延長や早朝対応等、彼らの動向を把握し、ニーズに合った対策をしていくことこそが結果として経済効果、区民への安全にもつながります。（スクリーンを元に戻す）

観光庁は平成30年6月に増加する観光客のニーズと、観光地の地域住民の生活環境の調和を図り、両者の共存・共生に関する対応策のあり方を総合的に検討・推進することを目的に持続可能な観光推進本部を設置しました。本区ではファミリーで夜に楽しめる場所が少ないことから、東京駅に直結している行幸通り地下街で、現在、天候に左右されず定期的に行っている物品マルシェのみならず、今後は保健所との連携も踏まえ、地下の余地で開催できるユニバーサルデザイン夜市や地下マルシェ、さらにはハラールフードの対応等、東京の玄関口の顔としての本区が率先して民間企業とも連携し、今後検討してはいかがでしょうか。

千代田区に来訪した観光客が迷走することなく、ここへ足を運べば必ず何かファミリーで楽しめるイベントを開催していると周知していくことや、国内外からの観光客のニーズに合った観光対策、ライトアップ等の今後の検討課題等、以上、区長並びに関係理事者のご見解をお伺いいたしまして、私の初めての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 西岡議員の東京2020大会に向けて、区内のライトアップに関するご質問にお答えいたします。

区民が長年にわたって親しみ利用されている橋、公共施設など、あるいは区民のシンボリックな建物等について、お話のようにライトアップをしたらどうかということについては、私も基本的には同様の思いを持っております。というのは、このことによってさらなる区の魅力発信やお見えになった方々が区内で回遊したり、時には集客力が向上するというものだろうと思っております。もちろんそのほかに夜間景観の向上だとか経済効果、治安警備への貢献などもあることも十分ご指摘のとおりだろうと思っております。

区はこれまでも景観の向上、防犯面、あるいは行事の機運向上などの観点から、橋梁やイベント開催時などのライトアップをその都度行ってきたわけでございます。また、民間主導で集客等のために計画されている区道、いわゆるお話にありました仲通り、これは区道でございます。そこをライトアップをするために区としても占用許可あるいはさまざまな助言を行って支援をしております。

今後、もちろんオリ・パラの問題もありますけれども、さらに一層千代田区の魅力発信という意味ではこのライトアップというのを十分に駆使していかなきゃいけないと思っております。そのために専門家の意見や施設管理者、特に国や東京都が中心となると思っております。あるいは警察等

の関係機関と色々な形で議論をする場を設けたいと思いますし、もちろんそこには民間の方も入っていただきたいと思います。当然具体になりますと、お話にもありましたように、近隣の理解、あるいは場所によっては生物多様性の対応というようなことも出てまいりますので、具体的にいろんな議論をしながら着実に一步一步進めていくというふうに進めてまいりたいと思っております。

なお、詳細及び他の事項については関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔地域振興部長細越正明君登壇〕

○地域振興部長（細越正明君） 西岡議員のインバウンド対策に関するご質問にお答えいたします。

初めに、インバウンドに関する統計についてですが、現在、区では、区内に設置したCHIYODA FREE Wi-Fiなどから得られたビッグデータの分析を試行的に行っており、外国人がどこから来てどこへ移動していくかなどのデータを蓄積しております。これらのデータを用いて多言語案内表示や、CHIYODA FREE Wi-Fiのアクセスポイントの効果的な設置場所の選定などに活用できないか検討しているところでございます。マクロなデータは東京都の分析データを利用しつつ、それを補完するさらに細かいデータを区で分析することにより、千代田区の地域特性を生かした効果的なインバウンド対策を検討してまいります。

次に、多言語コミュニケーションツールの活用課題と利用進捗についてですが、区役所本庁舎内や各出張所、さらには観光協会の窓口において、タブレット型端末を用いた三者間通訳サービスによる多言語対応を行っております。運用に当たり相応の費用が発生するため、厳格な翻訳が求められない簡易な対応で済む場面では、委員ご提案の多言語コミュニケーションツールやアプリ等の導入が可能なのか検討してまいります。

次に、現在の区のツイッター、フェイスブックの活用状況でございますが、区では日本語のみのツイッターとフェイスブックを運用しております。一方、観光協会では、ツイッターは日本語のみですが、フェイスブックに関しては日本語、英語、韓国語の3カ国語で運用しており、さらに中国語でウェイボーも運用しております。どちらのSNSもフォロワーのさらなる確保が共通の課題ですが、特に観光協会のSNS運用の課題として、SNSをごらんいただいた外国人を情報量も豊富な観光協会のホームページにどう誘導していくかが課題であると認識しており、その手法について研究しているところでございます。

〔オリンピック・パラリンピック担当部長小川賢太郎君登壇〕

○オリンピック・パラリンピック担当部長（小川賢太郎君） 西岡議員の区内のライトアップに関するご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

区内には神田川、日本橋川、皇居内濠、外濠などの河川エリアがあり、約30の橋がかかっております。このうち東京都が管理する聖橋、区が管理する竹橋にライトアップ照明が設置されています。現在、復旧工事中の史跡常磐橋については整備後にはライトアップを行う予定でございます。また、期間限定ではありますが、桜の開花時期に千鳥ヶ淵周辺のライトアップを行っており、夜間の景観向上とイベントの機運を高めているところでございます。

さらに、ご指摘にございました丸の内仲通りや日比谷ミッドタウン周辺などの区道にイルミネーションを設置している事例等があり、区として民間の取り組みをサポートしているところでございます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての取り組みについてですが、ご指摘のとおり、東京都では、東京の夜間景観に磨きをかけ、東京の魅力を国内外に発信するために、東京2020大会の時期にあわせて夜間にライトアップを行う橋などの公共施設を選定しています。競技会場周辺の施設が対象となっており、現在、都と協議を進めているところでございます。

この選定とは別に、区独自に神田川や日本橋川にかかる橋梁や民間を含めた施設等にライトアップをすることについても、景観の向上や大会機運の醸成につながり、新たな夜間の観光スポットとなるなど、来街者の回遊性や集客力の促進につながる可能性があるため、東京2020大会に向け今後検討を進めてまいります。検討に当たっては、設置の効果や課題の抽出など、さまざまな角度からの検証が必要となります。このため、専門家や必要に応じて都などの関係機関、民間事業者等と連携して検討していく必要があります。一定の検討体制を整えながら進めてまいりたいと考えております。また、その際には、ご指摘のような光が周辺や生態系に与える影響等を考慮し、地域の理解を得ながら環境に優しいエネルギーの利活用などについても十分に考慮しつつ検討してまいります。

〔環境まちづくり部長松本博之君登壇〕

○環境まちづくり部長（松本博之君） 西岡議員の東郷元帥記念公園の改修整備に関するご質問にお答えいたします。

東郷元帥記念公園の改修整備を行うに当たりましては、地域の関係者や公園利用者が連携して協議しながら推進することを目的に、学識経験者を会長とし、周辺町会の代表、九段小学校・幼稚園の代表やPTA、近隣保育施設の代表、公園利用者の代表など、総勢20人をメンバーとして平成27年12月に東郷元帥記念公園改修整備検討協議会を設置いたしました。その後、協議会では、傍聴者からの意見も取り入れながら整備計画をまとめ、平成29年11月に工事に着手しましたが、既存樹木の伐採を初め、整備内容に関する陳情が出され、また土壌からは基準値を超える鉛が検出されたことから工事を一旦中止し、協議会に状況をご説明するとともに、この機会を捉えよりよい公園づくりに向け引き続き公園の改修整備について協議を継続することといたしました。

現計画での遊具や舗装材等の選定につきましては、協議会のメンバーである近隣の保育園や幼稚園、また九段小学校の関係者からのご意見をいただき、協議会として、園路以外は土の公園とし、子どもの遊ぶエリアにはいろいろな機能を備えた複合遊具を中心に整備することで整理をしてきたものでございます。

ご質問の利用者の意見や子どもの視点をどう取り入れたかにつきましては、協議会のメンバーである保育園、幼稚園、小学校の関係者を初め、周辺町会の代表者の方からのご意見を頂戴してまいりました。遊具及び舗装材等の選定基準につきましても、利用者からのご意見を反映したも

のでございます。

また、現在の仮開放エリアの舗装にもウレタンフォーム対応ができないかのご提案につきましては、利用者の中には土の舗装材にしてほしいという方もいらっしゃいますので、引き続き協議会で検討をさせていただきます。

協議会の現在の状況ですが、樹木を残したままで鉛の土壌処理が可能かどうか、新たに樹木の専門家の意見も取り入れながら進められるように7月の協議会開催に向けて調整をしているところでございます。

いずれにいたしましても、改めて整備内容の見直しが必要であること、また、子どもの意見も含めいろいろな方々のご意見も頂戴しながら進めてまいりますので、ご指摘の舗装材や遊具につきましても、利用される方の貴重なご意見として今後協議会で共有をさせていただきます。

また、公園管理や遊具の課題につきましては、公園に段差があることや、遊具や健康器具が老朽化していることなどがあり、今回の改修整備の中で多様な年齢層が遊べる遊具や健康器具のリニューアル、また公園全体のバリアフリー化を図ることとしております。

遊具の点検につきましては、費用対効果の点から、現在、専門業者による年1回の点検と直営による日常点検を実施しているところでありますが、利用頻度の高い公園につきましては、日常点検の回数を増やすなど、さらなる利用者の安全・安心に向けて取り組んでまいります。

○9番（西岡めぐみ議員） 9番西岡めぐみ、自席から再質問をさせていただきます。

今の東郷元帥記念公園の改修についてなんですけれども、国交省から出されている都市公園における遊具の安全確保に関する指針の改訂版にも記載があると思うんですけれども、その遊具の選定、要は危険でないかという点検も含めまして、その時代やその地域のニーズに合った遊具の選定をする必要があると思うんですが、設定した遊具の利用状況の実態を子どもと保護者、地域住民の協力を得て遊具の利用状況を把握して維持管理にも改修にも生かすことが必要であると出しておりますが、具体的にどのように利用状況の情報を今得ているのかということと、今の開放されている一部エリアが、もちろん狭いのは重々承知はしているんですけれども、もちろん自然に触れたいというお子さんや保護者の方がいらっしゃるのもわかるんですが、やはりそれでも砂ぼこりが気になるという方もいらっしゃると思います、今の申しあげました国交省の出している改訂版にもございますが、ある程度のゾーニングについても記載があるんですね。なので、できたらゾーニングにつきましても、もう一度検討はしていただけないのでしょうか。よろしく願いします。

〔環境まちづくり部長松本博之君登壇〕

○環境まちづくり部長（松本博之君） 西岡議員の再質問にお答えをいたします。

公園の遊具等の利用状況の把握でございますけれども、年1回専門業者に点検を委託し、その報告に基づいた検討を行うほか、直営と申しましたのは、区の職員による訪問調査、そうしたものを日常的に行っているというところでございますが、そうしたまさに利用状況、あるいは問題点の発見、そうしたことにより事故を未然に防ぐということは非常に大切なことでございますので、専門家の視点また職員の視点、そうしたものをこれからも充実をしてまいりたいと思いま

す。

また、公園の舗装材等につきましては、当然、さまざまなご意見、ご要望があるのは当然のことだと思っておりますので、これからも引き続き協議会等で検討する場がございますので、ご提案のゾーニングなどのプランも含めまして、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○2番（岩佐りょう子議員） 2019年第2回定例会に当たり一般質問をいたします。

最初に、**職場環境の整備**についてお伺いします。

近年、国においても地方においても公務員の法令違反や不祥事などの不当な行為によって政治への信頼が損なわれるといった事案が散見されます。職員が公務員として法令遵守を徹底していることが区政への信頼を確保することは健全な区政運営のための大前提であることは言うまでもないことです。

本区では、区政に関する違法不当な事実は隠さないという考えを徹底し、平成15年度に全国に先駆けて公益通報条例を制定し、平成17年度から公益通報制度を開始、また平成22年7月からは区民や議員から要望や不当要求行為があった場合に記録をし、情報公開の対象とする不当要求を制度化しており、法令違反や不祥事等を未然に防ぐための内部公益通報の強化には力を入れてこられたことは承知しています。

事務事業概要によりますと、内部通報制度開始の平成15年度から平成29年度までの通報受理実績は13件、特に平成28年度以降は0件となっています。通報が少ない、あるいは数年間全くないということは区職員の法令遵守の意識が高いことのあらわれであり、望ましい状況であると信じたいところです。しかし、昨年適切とは言えない工事の専決処分が区民からの監査請求で発覚した件や、議会からの指摘により問題が明らかになった文化財の保存状態の件は記憶に新しく、残念ながら不適切事案が全くないわけではありません。これらの事案が発覚したことで内部通報や公益通報の制度・仕組みが機能しにくい、あるいは職員が通報しにくい形骸的な制度になってはいないかと懸念が生じています。職員が仕組みを知らない、あるいはそもそもこれらの事態を不適切だと考えていなかったとしたら危機的な状況です。

そこでお伺いします。区の公益通報制度の相談実績が少ないことについてどのようにお考えでしょうか、受理実績が全くない年度もあることについて、その活用を検証しているのでしょうか、見解をお示しください。

続いて、公益通報制度に関連してパワハラ、セクハラ相談についてもお伺いします。

区役所の業務にかかわるのは正規職員だけではなく、非常勤、派遣、委託事業者など多岐にわ

たっており、その割合も増えていますが、公益通報制度はそれら全ての人に内部通報した場合の保護が及ぶ制度です。また、立場の異なる人が同じ場所で働いている状況でさまざまなハラスメントが生じていますが、ハラスメントが発生した場合の相談窓口や対応の仕組みも整えられ、非常勤や派遣社員も対処となってはいます。にもかかわらず実績につながっていないのは制度の活用のされ方及び周知に課題があると考えます。

ここに大阪市の例をご紹介します。大阪市は、既存の公益通報制度が機能していないことに気づいたときに、さまざまな事務フローの見直しや相談体制の改善を試みており、その効果は絶大で、平成29年度における通報受理実績は761件となっています。内部受付、外部受付別及び面会、電話、郵便、ファクス、ホームページ、メール等、さまざまなツール別に受理件数を集計し、その方法についても年度ごとに検証していることがうかがわれます。

千代田区においても、制度開始時に比べ、さまざまな雇用形態で働く方が増え、短期間従事される方も増えている今、制度の周知方法は業務開始時のお知らせや、年に数回の研修だけでは十分とは言えないのではないかと考えます。また、働く場所も区役所内だけに限定されません。そこで、公益通報やパワハラ、セクハラ相談がしやすくなるよう、周知やアクセス等、制度活用への工夫が必要だと考えますがいかがでしょうか、見解をお示してください。

また、公益通報やパワハラ、セクハラ相談は、裏切り者、告げ口といったネガティブな印象を持たれることや、通報、相談したことにより働きづらくなるのではないかと心配され、ちゅうちょすることがあります。しかし、違法行為や不正行為を見て見ぬふりし、放置・隠蔽することがかえって組織の衰退を招き、行政への不信や組織全体のモチベーションの低下に直結します。通報者、相談者は組織にとって本当にありがたい存在であると言えます。通報者が正当な公益通報をしたことによってもいかなる不利益な取り扱いを受けることがあってはならないことは規定されておりますが、具体的にどのような措置を講じて不利益を被らないようにするかは明確に示されてはおりません。通報や相談をする人は本当に守ってもらえるのか、通報したことによって職場におけるいじめや嫌がらせが生じてしまうのではないかと、将来の不遇な人事がなされるのではないかとといった不安を抱かざるを得ません。区は、決して通報者、相談者が不利益を受けないようにどのような措置をしているのか、具体的に説明し、周知することが必要と考えますが、いかがでしょうか、見解をお示してください。

また、通報、相談のしやすさは、管理監督の立場にある部課長あるいは係長の制度の理解が重要な要素であることは専門家の指摘するところです。管理職者として、まずは職場において相談しやすい体制を整えることと同時に、職場だけでは解決が望めない場合の非常手段として内部通報を選択することも職場環境の改善につながるという指導をしていく必要があると考えます。いま一度管理監督の立場にある部課長、係長を対象に、形式的な研修実施だけではなく、意識改革を含めてより実効性のある周知徹底が必要ではないでしょうか、見解を求めます。

さらに、現在の公益通報の範囲は、法令等に違反する事実と人の生命、身体、財産を害する事実だけではなく、その他の事務事業にかかわる不当な事実も通報の対象としてはいますが、通報者にこれは通報するほどの事案なのかとちゅうちょさせてしまう印象があります。公益通報制度

は透明で適正かつ公正な区政運営を目的としていることからすれば、リスクの早期発見や解決のためにも受け付ける範囲を限定せずに相談できる体制をつくってはいかがでしょうか。先に紹介した大阪市の通報件数761件のうち649件は公益通報制度としての調査、その他の措置をとる必要があると認められなかったものであったと報告されています。しかしながら、多くの通報、相談を受けることにより事態の早期把握ができることはもちろん、メンタルヘルス対応としても機能することになり、より働きやすい職場環境につながるのではないのでしょうか。公益通報制度やハラスメント対策はその制度趣旨より通報、相談する対象が想定されがちですが、行政に求められる業務が多様化、肥大化し、雇用形態も多様化している現在では、範囲を限定せず通報、相談を受け付ける体制整備が求められていると考えますが、いかがでしょうか、見解を求めます。

制度開始から16年たっております。どんなに素晴らしい理念を掲げて仕組みを整えたとしても時間の経過とともに見直すことは不可欠です。いま一度その効果を検証し、活用のあり方の検討を進めていただくことで、より働きやすい職場環境を推進していただくことを求め1問目の質問を終わります。

続いて、今年10月から消費税率アップとともに実施される**幼児教育・保育無償化**についてお伺いします。

先月10日に子ども・子育て支援法改正案が成立し、いよいよこの10月から幼児教育・保育無償化がスタートすることとなりました。私自身は国を支える基礎である教育は全ての子どもに平等に行われるべきであり、幼児の教育・保育に限定せず、高等教育まで全ての教育を無償化するべきだと考えています。しかし、今回は社会保障の財源とする消費税率アップの象徴として、3歳から5歳の幼児教育に限って無償化されることとなりました。制度設計に当たり、さまざまな思惑が関係した結果、複雑かつ持続可能性についても懸念があることから、確認を含め質問をさせていただきます。

今回の幼児教育・保育の無償化の対象とその内容は大変複雑です。幼児教育に係る全ての経費が無料になるわけではありませんし、また全ての幼児教育機関が無償化の対象になるわけでもありません。保育園・幼稚園、認定こども園のほかにも対象とされた保育の必要性が認められているものとして、認可外保育園、一時預かり事業、ファミリーサポート事業、保育ママ事業など、さまざまな形態があります。それら多様な保育形態のどの部分が今回の無償化の対象なのか、基準などがわかりにくいことから保護者の混乱を招いています。加えて、千代田区では、次世代育成が充実しているがゆえに、区が独自にさまざまな補助をしていることによって、今回の幼児教育無償化による負担軽減との違いがわかりにくくなっています。千代田区が独自に認証保育所等の利用料を軽減していることすら知らない保護者も多くいる状況ですから、単に無償化と言われて負担がゼロになると勘違いすることもあり得るでしょう。10月という年度の途中でのスタートにも問題があり、区には大きな負担であると思いますが、制度の周知とわかりやすい説明が求められていると考えます。いかがでしょうか。現在、検討している周知、説明方法をお示しください。

次に、職員の方の事務負担についてお伺いします。働き方改革が叫ばれ、区も時間外勤務の縮

減に取り組んでいらっしゃいますが、区役所内で残業時間が多いのが保育園を所管するセッションだと伺っています。今でさえ認証保育所の保育料減額のために職員が手作業に近い状態で大量の事務処理に追われ、残業が恒常的だと聞いています。そこに今回の無償化によってさらなる事務処理の複雑化が懸念されます。制度が変われば切りかえ時に混乱が生じるのが常です。制度導入前後は特に、またその後も職員に過度の負担がかかることは想像にかたくありません。また、各園や施設においても混乱が予想されるため、事務についてのフォローが必要となってきます。これら過大に増えることが想定される職員の事務負担について、事務量の把握をし、適切かつ効果的な対応策をどのように考えているのか、見解をお示しください。

次に、園で出される給食費についてお伺いします。今回、食材料費の取り扱いについては、国は実費徴収または保育料の一部として保護者負担を維持することとしました。しかし、子どもが長時間過ごす保育園で給食は必要不可欠であり、教育・保育の一環であること、現在、保育料に含めている食費を明確に区別し、食材費のみを実費請求することによってさらなる事務負担が発生することから、食材費についても保育費用に含めるべきだと考えます。区は食材料費の取り扱いについてどのように考えているのでしょうか、見解をお示しください。

次に、保育の質についてお伺いします。今回の幼児教育・保育の無償化で一番懸念されるのは認可外保育施設やベビーホテル、ベビーシッター等の保育の質の低下です。認可保育所へ入園できず、あるいは就労状況により認可外保育所やベビーシッター等を利用する保護者が少なくない現状に加え、無償化を契機に新規参入する事業者も想定されます。東京都は、認可外保育施設に巡回指導チームを設けて調査実施をしていますが、立入調査の実施率は21%にとどまっております。認可外と言えども悪質なものばかりではなく、多様な働き方に対応してくれる小規模施設も待機児童対策の一助となっていますが、競争の激化により保育の質の維持や向上が難しくなります。無償化される認可外保育施設の質の担保についてどのように考えているのか。また指導監督基準がなく、家庭内で保育を行うベビーシッターについてどのように質を担保していくのか、見解をお示しください。

最後に、今後の保育施設整備計画、整備の見通しについてお伺いします。無償化により、従来は経済的に保育園や保育施設に預けることを考えていなかった人たちの潜在需要を掘り起こし保育ニーズが高まると指摘されています。そもそも今回の無償化については、待機児童対策のほうが先ではという声が多く上がっており、むしろ待機児童が増加しかねない無償化には3万以上の反対の署名が集まったほどですが、隠れ待機児童が多数いる本区でも同じではないでしょうか。保護者たちの保活がこれまで以上に激化し、希望の園に入園しづらくなるのではと心配しています。区は無償化による保育ニーズがどの程度高まると見込み、今後の保育施設整備計画にどのような影響があるとお考えでしょうか、見解をお伺いします。

以上、前向きなご答弁を期待して質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 岩佐議員の公益通報制度に関する実績なり活用の再検証ということだろうと思います。

私は、就任以来、区民の目線で区政を運営してきていると思っておりますし、その一環として区政の透明性の確保、すなわち見える化にさまざまな形で取り組んできたと思っております。その取り組みの1つが、区政に関する違法、不当な事実は隠さないという基本姿勢に基づいて、平成15年に公益通報制度をつくったわけでございます。

つくったときはどういうことを言われたかという、身内の恥をみんなばらすのかというそういう批判もありました。しかし一方では、民間において、ご承知のとおり、さまざまなことが起こっております。例えば、ある老舗が料理の素材をごまかして使ったということで大変批判を受け、その老舗は事実上廃業するだとか、さまざまなことが起こっております。そういうことを考えたときに、私たち行政もどんなにすばらしい区民サービスを行ったとしても、中でさまざまな不祥事、不正があった場合には一発で区民の信頼は崩れてしまうと、こういうことでこの仕組みをつくったわけでございます。かつこの仕組みは外部に弁護士を置いて、そこに匿名でもさまざまな形で訴えられることができます。かつ訴えた方々の不利益処分ということもしないという、こういうことでこの制度はスタートしております。したがって、この制度そのものは私は絶対区政の透明性、公平・公正な区政をするという上でぜひ必要だと思っております。

ご指摘のように、このような案件がまさに公益通報の案件が実績が多ければ職場の環境が不健全であるという証になる。一方では、実績が全くなければ制度そのものが不備なのかというご指摘もありますが、私自身は年間1件あるかないかですけれども、この制度を活用して、そして区政の透明性・公平性が行われていると思います。かつこの制度は何も行政だけではなくて、民間にいろんな仕事を頼んでおり、そういう方々の職員からも訴えられるようになっております。もしそういう意味でこの制度が職員あるいはその他の方々に十分に理解ができてないというならば、改めてしっかりとこの制度そのものについてきちっと周知をしてまいりたいというふうに思います。考え方はそういうことでつくったわけでして、この運用が適正にできるように、これからもしっかりと庁内を含めて、外部の受託を受けている会社にまで、こういうことをしっかりとお伝えしながら区政の透明性を確保していきたいと思っております。

なお、詳細その他の事項については関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔子ども部長大矢栄一君登壇〕

○子ども部長（大矢栄一君） 岩佐議員の幼児教育無償化のご質問についてお答えします。

まず、幼児教育・保育の無償化に関わる周知については、本制度にかかわる国の制度設計及び実施する区市町村への情報提供が大変遅く、そのため十分な周知ができていないことはご指摘のとおりです。5月上旬に子ども・子育て支援法が改正され、制度の詳細を記した政令のパブリックコメントを経て、5月末にやっと制度の大枠が示された状況です。今後の対応としては、保護者に対しては園を通して丁寧な説明を行うとともに、広報千代田や区ホームページ等を活用し制度の正確な周知に努めてまいります。

次に、無償化に伴う職員の事務負担については、保育料無償化処理にかかわるシステム改修、施設事業者の確認申請、利用者の施設等利用認定の申請、認可外保育所に通う保護者への補助金給付事務など、相当量の新たな事務が生じる見込みです。そのため、無償化の新たな事務が生じ

る今回を契機として、補助金における事務や制度の簡素化などの通例の事務や業務の見直しを行うとともに、A I 等の I C T 技術の活用による事務の省力化や効率化についても検討してまいります。

一方で、申請に伴う保護者あるいは保育事業者からの窓口や電話による相談、年々増加している保育園に対する巡回や指導検査など、マンパワーが不可欠な業務などには人員体制を強化することにより対応してまいります。

次に、食材料費の取り扱いについてですが、食材料費は保育に含まれるという考え方に立っていますが、保育料は応能負担であるため、保護者の収入によって保育料がゼロにもなり、食材料費を保育料から明確に区分することは困難です。そのため、今般の制度開始に当たり、国は3歳から5歳児の食材料費を原則として保護者の負担にするとの新たな見解を示しましたが、食材料費の考え方は前述のとおりであることを踏まえ、区独自の施策として議論に議論を重ねた結果、3歳児から5歳児の食材料費は区が負担し、保護者から食材料費は徴収しないことといたしました。

次に、無償化される認可外保育施設の質についてですが、制度検討時から議論されており、質の担保が課題であることはご指摘のとおりです。そのため、一定の基準を満たしていない施設については、無償化を契機に質の担保・向上を図ることが重要であると考え、都と協力して各園への指導・助言を行い質の改善を図ってまいります。ベビーシッターの質の担保についても、保育従事者の資格や研修受講等、新たな基準の創設が必要であると認識しております。

最後に無償化による保育ニーズに関しましては、3歳児から5歳児はほとんどが幼稚園や保育園等に通っていることや、昨年度実施した次世代育成支援計画の策定に向けた保護者を対象とした調査においても、無償化が実施された場合でも保育ニーズは大きく変化しないという結果になっております。しかし、今後の施設整備計画は、昨今の人口増を見据え、その需要を満たすための認可保育所を積極的に誘致してまいります。

〔政策経営部長清水 章君登壇〕

○政策経営部長（清水 章君） 岩佐議員の職場環境の整備に関するご質問について、区長答弁を補足してお答え申し上げます。

まず、公益通報の範囲についてでございますが、本区の職員と公益通報条例におきましては、通報できる対象事実といたしまして、法令に違反する事実と人の生命、健康、財産もしくは生活環境を害し、またこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実に加えまして、その他の事務事業に係る不当な事実も加えていることはご案内のとおりでございます。これは平成18年に施行されました公益通報者保護法におきまして、通報対象事実が特定の法律に規定された犯罪行為の事実等に限定されていることに比べまして、大幅に対象範囲を広げているところでございます。したがって、現時点で公益通報の範囲をさらに拡大することは考えてございませんが、一方におきましては、制度運用においては日々の改善努力が重要であると認識をしております。通報をちゅうちょさせてしまう印象があることのご指摘の趣旨を受けとめまして、制度運用の改善に努めてまいります。

次に周知等の工夫についてでございます。ご指摘のとおり、公益通報やハラスメント相談の対象には、庁外で働く方やさまざまな雇用形態で働く方も増えております。したがって、制度や窓口の周知につきましては、より工夫や配慮が求められるものと認識をしております。また、通報者や相談者が不利益を受けないようにするための具体的な措置につきましても周知が必要であるのご指摘につきましては、通報制度や相談内容の性質上、非常に重要なことであると考えてございます。加えまして、管理監督者向けに形式的な研修実施だけではなく、実効性のある周知徹底が必要であるのご指摘につきましても、案件の性質上、上司である部課長や係長の意識が非常に重要であると認識をしております。これまでも年数回の全庁的な周知に加えて、各種研修等の機会を活用した周知のほか、各所属を通じての周知に努めてきたところでございますが、今後はこれらの取り組みを継続することはもちろんのこと、ご指摘を踏まえ周知徹底に努め、働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

初めに、いわゆるひきこもっている人とそのご家族への支援について質問します。

この問題は1990年代から社会問題になっており、支援団体などの取り組みが進められてきました。行政もさまざまな角度から課題としてきました。しかし、原因や程度、定義も多様であり、教育、医療、福祉、就労支援などの行政のはざまの中でなかなか進まない中、問題はより深刻になっています。

先日、相次いで2件の悲惨な事件が起きました。1つは、10年以上ひきこもり傾向にあった51歳の男性がスクールバスを待っていた児童の列を包丁で襲い、20人を殺傷して自殺をした事件。そしてその直後に、元社会的な地位にいた父親がひきこもりがちな44歳の息子を殺害し、息子の家庭内暴力と周りに危害を与えかねない不安があったことを供述しました。2つの事件を受けて、全国ひきこもり家族連合会共同代表の伊藤氏は、ひきこもるから事件を起こすわけではないとひきこもりの家族と本人をさらに追い詰めるような報道に懸念を示しました。また、福井里江学芸大教授は、ひきこもりの要因には多様なものがあり、今の時代、誰もが同じ状況になり得ると指摘しました。社会精神保健学の斎藤環筑波大教授も、ひきこもっている人はたまたま困難な状況にあるまともな人としています。今の時代がもたらしている社会的背景が問題を生み出しているということではないでしょうか。

国連子どもの権利委員会が指摘し続けている日本の過度な競争教育や効率化スピードと数値目標管理で追い立てる職場環境、ハラスメントなどで自己肯定感を持ってない、あるいは親の介護のための離職後復帰できない雇用システム、精神疾患、発達障害が原因の方も少なくありません。地域コミュニティの希薄化も拍車をかけています。自己責任で解決できる問題ではありません。さらに今40代からのひきこもりと長期化により80代の親が収入のない50代の子の生活を支える世帯が増えている実態も明らかになりました。いわゆる8050問題です。しかし、自己責任を問う風潮の中で、このような困難な状況にある方々を甘え、怠けているとするならば、ご家

族は悩みを抱え込み事態をより深刻にするだけです。

内閣府は、ひきこもりの実態調査を若年層だけでなく中高年齢層にまで広げ、15から19歳が54万人、40から64歳は61万人と推計を発表しました。この出現率を千代田区に当てはめると、若年層で329人、中高年齢層で312人となります。区長はこの推計をどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

内閣府の調査では、どこにも相談したことがいない方が7から8割に上っており、圧倒的多数が潜在的な存在であることが明らかです。また、相談したいと答える方が半数近くいますが、どこに相談したらよいかわからない、無料なら相談したい、当てはまる機関がないの回答も多数でした。区ホームページには、ひきこもりの相談窓口は保健所と障害者よろず相談モフカとなっていますが、介護や生活困窮の相談の中でひきこもりの実態が顕在化されることも多いと聞いています。

ジャーナリストの池上正樹氏は、ある自治体の地域包括支援センターでケアマネジャーの全員が8050問題に該当する世帯を把握していたと述べ、介護の現場では対応しにくい実情も紹介しています。現在、区もさまざまな部署が実態を把握し、連携もされていることとは思いますが、体制を整え、本格的に取り組むべきときではないでしょうか。取り組みに際しては、当事者やご家族の問題ではなく、社会の問題であるという認識と、どのような目標を持つかを明確にすることが大切だと思います。

斎藤教授は、ひきこもりの出口は自分自身の状態を肯定的に受け入れられるようになることであり、登校や就労は手段になり得る場合もあるが目標ではないと強調されています。学齢期の影響が若年期、中高年期にさまざまな形で表面化することもあります。年齢で区切らず、関連する各分野が専門的、継続的に取り組める体制が必要だと思います。区の施策に位置づけると同時に、体制を整え、取り組みをより強化することを求めるものですが、見解を伺います。

相談窓口の対応は精神科医も含めた専門家がが必要です。原因が精神疾患であっても認識されていないことも多く、相談に訪れたご家族を通じて精神科医が疾患の疑いを持てば受診を促し、治療で緩和・改善ができた例もあるからです。相談者同士が悩みを共有し、当事者への理解を深める交流の場、当事者の居場所づくりなど、必要な支援策は多いと思います。また、当事者とご家族だけの問題でなく、社会全体で考えるための取り組みも必要です。支援のための施策を考える上で、家族会など、当事者の声を聞くことを提案します。

次に、**精密検査費用助成**について質問します。

今年度からがん検診が無料になり、区民から歓迎の声がたくさん寄せられています。受診率が上がり、早期発見、治療につながることを期待しています。ところが、検診の結果、精密検査が必要な方の受診率は、平成28年度で68.5%と低い実態です。ある方の区民検診の結果が肺がんの疑いがあると精密検査を勧められました。しかし、その方は自覚症状がない、1日アルバイトを休めば収入は減るに加え、大きな不安は精密検査費用がどのくらいかかるかわからないと受診をされませんでした。呼吸することも苦しくなり、精密検査を受診したときには肺がんのステージ4と宣告されてしまいました。健康保険の対象にはなりますが、経済的理由による医療の受

診抑制があつてはなりません。私は、子ども医療費助成制度に続いて、75歳以上の方の医療費窓口負担助成を求めてきました。必要な全ての方が精密検査を速やかに受け、早期発見、治療することを促し、経済格差を命の格差にしないことが必要です。精密検査の受診抑制をなくするために費用の助成を求めます。

最後に、加齢による難聴に対する補聴器の助成額引き上げについて質問します。

難聴はコミュニケーションや就労に支障を来し、ひきこもる原因にもなります。国際アルツハイマー病会議で、難聴が認知症の最大の予防可能なリスク要因であることも取り上げられています。しかし、加齢性難聴は徐々に進行するため本人が自覚しにくい実態があります。ほかの方と一緒にテレビを見ていて初めて聴力の低下を認識することもあります。聴力の程度が自覚できるよう、区民健診に聴力検査を追加する必要があるのではないのでしょうか、答弁を求めます。

WHOは、41デシベル以上聞こえるけれどもかなり聞きづらいレベルの補聴器使用を勧めています。この段階で使用したほうが音の認識が保てるとも言われています。補聴器工業会の調査では、難聴者推計1,430万人のうち補聴器所有者は13.5%、イギリスは42.4%、ドイツ、フランスやアメリカは30%台です。日本は欧米の半分以下の利用率です。欧米は医療の一環にしていますが、日本は価格が高いことが大きな原因になっています。日本も国の制度として補聴器助成を行うべきだと思います。

区は、2万5,000円を上限とした補聴器助成制度を手帳を持たない難聴の方を対象として障害者施策として行っています。実績は平成24年度から開始以来7年余り、現在まで類型74件と多くはありません。補聴器の価格には大きな幅があります。中には雑音ばかりが聞こえ、購入したけれども使用できなかったという話も聞いています。使う方に合わせ微調整できる商品は20万円以上になるため購入を我慢している方も多いのです。加齢に伴う難聴の方への補聴器助成金額を引き上げてほしいという声が多く寄せられています。現在、手帳を持たない18歳未満の中程度難聴児に対する補聴器助成は上限額を12万3,000円としています。せめてこの程度の助成があれば購入しやすくなるのではないのでしょうか。

東京都は、高齢社会対策区市町村包括補助事業の対象に加齢による補聴器の助成を加えることができることを明らかにしています。都の事業も利用し、加齢による難聴の方への補聴器の助成金額を引き上げる方向で検討を進めることを求め、質問を終わります。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 飯島議員のひきこもりに関するご質問にお答えいたします。

昨年の国のひきこもりの実態調査では、ひきこもりの長期化や高齢化、中高年からのひきこもりが課題として明らかになりまして、区も深刻な問題として受けとめておりますが、正直言って実態は必ずしも正確に把握をしておりません。

区では、国のこうした数値も踏まえ、これまで保健所や障害者よろず相談モフカ等でひきこもりの家族からの相談に保健師、精神科医師、精神保健福祉士が対応してきております。また、障害者福祉センターえみふるでは、支援団体と連携し、相談しやすい環境や居場所づくりに向けた準備も進めております。

ひきこもりの問題は、ある面では子ども時代のいじめ、あるいは就労支援、あるいは精神保健、高齢者支援や生活支援等のさまざまな窓口で相談を受けて個別対応しておりますが、それぞれの相談支援機関が連携して対応するのがまさに今日求められているんだろうと思います。

引き続き多様な関係者の連携をより一層強化をし、新たな仕組みづくりを検討してまいりたいと思います。基本的にはこうしたひきこもりの方々の自己肯定感を持てるようにするというのが基本でありまして、そして多様な生き方を行政としても支援していくという基本的な考え方のもとに新たな仕組みづくりを検討してまいりたいと思っております。

なお、他の事項については関係理事者をもって答弁させていただきます。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 飯島議員のご質問のうち、難聴者補聴器購入費助成についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、聴力が低下した高齢者にとって補聴器はコミュニケーションをとり、日常生活を営む上で必要なものです。区では、平成24年度から加齢により聴力が低下した高齢者を含め、身体障害者手帳の交付対象とならない聴力の低下で支障がある方を対象に補聴器購入費の助成を実施しております。この助成制度は年齢制限を設けておらず、全国でも例がない区独自の事業でございます。助成額は、いわゆる総合支援法に基づく聴覚障害者のための補装具の基準額を考慮して設定していることから、上限額の変更は現時点では難しいと認識しております。

〔地域保健担当部長渡部裕之君登壇〕

○地域保健担当部長（渡部裕之君） 飯島議員の成人の医療費負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

区民健診におけるがん検診の受診率は近年30%以下を推移し、国の定める目標値の50%を大きく下回っております。そのため、無料のクーポン券事業の受診効果を踏まえて、本年度より全てのがん検診を無料化し、受診率の向上を図っているところです。精密検査費用の助成についてですが、健康保険の適用されないスクリーニングのためのがん検診とは異なり、精密検査には健康保険が適用されます。本人の自己負担分に対する医療費助成は制度上適切ではないと考えております。

区としては、がん検診をより多くの方に受けていただき、要精密検査となった方が確実に精密検査を受けていただけるよう、より一層普及啓発を図ってまいります。

次に、区民健診における聴力検査の実施についてのご質問にお答えします。

区民健診については、40歳から74歳を対象に区内の医療機関で個別に実施をしております。聴力検査については、耳鼻咽喉科のある病院またはクリニックへの受診が必要となります。また、65歳以上の高齢者のおよそ半数の方に聴力低下があると推計されており、スクリーニングとしての健診の必要性や検査体制の整備等から、現時点では区民健診での聴力検査の実施については難しいと考えております。

○10番（飯島和子議員） 10番飯島和子、自席から再質問させていただきます。

ひきこもりの点なんですが、新たな仕組みづくりというふうに言われました。これは連携とい

う意味ではなくて、1つの組織というか、それをつくっていくということなのかどうかという確認と。答弁漏れだったんですが、その際は当事者の声を聞いていただきたいということを申し上げました。そこがちょっと答弁漏れだったんですね。なぜそれを言うかという、これが現場、当事者の方の声なんです。現場の感覚からすると、支援の仕方が間違っていると。行政がしたい支援をしていて、してほしい支援がなっていないというような声もあるんですね。ですから、ぜひ、現場の、当事者の声を聞いていただきたい。これは再質問です。

それからもう一つ、補聴器の件なんですけれども、我が党の都議団が全都的に調査した結果では、補聴器を購入した方の平均購入金額は27万4,687円という結果が出たんですね。それで、今、補装具の限度が低いということを言われましたが、支援法での補聴器の限度額が低いということが問題であって、現実的には非常に今性能がいいのが出ているので、本当にいいのは70万、80万しますけれども、一応声が拾えるというのは、20万は、下がるとなかなかだめだという実態があるんですね。そういう意味では、やはり買ったけれども使えないというんじゃ意味がないんですから、それを東京都で使える制度が今できているんですから、そっちの制度を使って、障害者の今までの施策じゃなくて、研究してみたいかということなんです。その点を、また再度、研究をするつもりもないのかどうかということをお願いしたいと思います。

それから、精密検査なんです。この啓発、精密検査を受けるようにという啓発を幾らしても、やはりお金が負担だということで受けないという例が現実にあるということなんです。それで、制度上適当ではないというふうにおっしゃいましたけれども、ある自治体では4,000円を限度に上限を、精密検査に対して上限を行っている自治体があります。ここら辺もよく検討されて、これから研究、せめて研究をしていただきたい。

以上です。

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 飯島議員のひきこもりに関します再質問にお答えいたします。

国が実態調査をしたということは、ただ実態だけではなくて、必ずどういう対策をとるかということが出てまいります。そのときに、まさに一番住民に近い基礎的自治体が対応を求められるというふうには私は思っております。したがって、ある面では、今、個別の部分で相談を受けているのをトータルで相談ができるような体制をつくっていきたいということが1つです。

それから、この問題についてはさまざまな形で生き方を支援していかなくちゃいけないと思いますので、その相談をお寄せした方々の意見を踏まえながら、十分にさまざまなその人にふさわしい生き方のための支援を構築していくということになろうかと思っておりますので、いずれにいたしましても、そうしたことを含めてトータルで物を考えなくちゃならないという時期になっているということでもあります。

その他については関係理事者をもって答弁いたさせます。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 飯島議員の再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、補聴器にはその機能、種類が多様でございます。高額の補聴器を購入さ

れている方がいらっしゃいますし、聴覚障害の補装具購入基準の対象者、補装具の購入基準と、それからその対象者のニーズの間に差があるということは、私どもも認識をしております。しかしながら、聴覚障害者のための補装具につきましては、医師の意見書を超えない範囲でという、医師の意見書による購入基準というのがありまして、また基本要件の補装具の基準額を超えない範囲での設定を考慮するというのも、これをご理解いただきたいと存じます。今後も国の動向に注意をするとともに、働きかけ、また他の自治体との整合性も考慮しながら研究はさせていただきたいと思っております。（発言する者あり）

〔地域保健担当部長渡部裕之君登壇〕

○地域保健担当部長（渡部裕之君） 飯島議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、要精密検査になった方の受診率を上げることが重要な課題と認識しております。近年、大腸がん、乳がん、子宮がんについては精密検査の受診率が60%を下回ったことから、検診結果の確認ができ次第、精密検査の必要性や検査方法等が記載された情報冊子を送付し、受診勧奨を勧めているところです。

引き続きがん検診を受けた方が結果を正しく理解し、医療保険の中で確実に精密検査を受けていただくよう普及啓発をすることがまずは重要と考えております。

○議長（小林たかや議員） 次に、11番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

最初に、子どもたちが思い切り遊べる公園、広場づくりについてです。

千代田区では、ここ数年、子どもの人口増加に伴い保育園や学童など、子どもの施設の不足が問題になっております。それは子どもの公園や遊び場についても同様です。昨年末に区が実施した子育てニーズ調査では、充実してほしい子育て支援のサービスについて、公園や遊び場がトップで、就学前児童の保護者の49.3%、小学生以上の児童の保護者の50.6%が公園の充実を望むという結果でありました。

私たち党区議団へも、毎年行っている区政アンケートなどで、子どもがバットを振ることができる場所が欲しい。学校から帰ってきてマンションの隅で遊んでいる子どもを見ると、もう少しいろんな場所の有効活用ができないのかと思う。小学校低学年が遊べる公園が少ないなど、公園や遊び場を求める声が多く寄せられております。

区はボール遊びができる遊び場など、子どもの遊び場確保のために民有地や国有地を借り受け遊び場として整備することなどを行っていますが、いずれも借り受けの期間が来れば返さなくてはなりません。民有地や国有地、あるいは低未利用地の遊び場としての活用も大事ですけれども、これだけでは増え続ける遊び場や公園を増やしてほしいというニーズに応えることはできないのではないのでしょうか。今後も千代田区では子どもの数が増えることが予想されています。期間限定や曜日限定の遊び場だけではなく、恒常的に使える遊び場や公園の増設が今求められているのではないのでしょうか。

まず最初にお伺いします。区は恒常的な遊び場や公園の増設の必要性をどのように考えている

のか、認識をお聞かせください。また必要性を感じているのであれば、どのように増やしていこうと考えているのか、お聞かせください。

区は2012年に子どもの遊び場確保に関する検討会を設置し、同年12月には子どもの遊び場確保に関する検討会報告書を作成しました。報告書では、千代田区には都市化の進展が著しいという特性があり、遊び場で使用できる土地は限られていますとしながらも、千代田区を構成する全ての人たちとともに知恵を出し合い、汗をかきながら、いつの日か冒険遊び場（プレーパーク）のような本格的な遊び場をつくりたいと締めくくっています。一方で、翌年4月に制定された「千代田区子どもの遊び場に関する基本条例」では、区や区民等が子どもが外で伸び伸びと遊ぶことができる環境づくりに協力し、子ども健やかな育成を図るとしてはいますが、遊び場や公園をどのように増やしていくのが残念ながら具体的ではありません。条例に基づいて設置された遊び場推進会議でも、低未利用地を活用した遊び場設置について議論が集中し、公園や遊び場そのものを増やしていく議論は行われてはおりません。

私は、公園を増やしてほしいという区民の声に応え、報告書にある本格的な遊び場をつくりたいという立場に立ち返ることが必要なのではないかと思います。確かに、土地の確保はなかなか困難です。財政の問題もあります。だからこそ区や区民の方、有識者の方も含め、あらゆる知恵と工夫を出していく必要があると思います。そうした体制をつくっていくためにも、公園や遊び場を増やしていく具体的な目標を掲げる整備計画を持つ必要があるのではないのでしょうか。そこで、公園や遊び場の整備計画を策定することを求めますが、区のお考えはいかがでしょうか。

次に、公園や遊び場の整備をしていく際に、遊びの主役である子どもたちの声を反映させることについて質問いたします。

子どもや保護者はどのような遊び場を望んでいるのでしょうか。古い資料ですが、区は2007年に「千代田区公園・児童遊園等整備方針」を出しています。この方針を作成する際、千代田区は乳幼児を連れて公園を利用している保護者への聞き取り調査を行っております。そこで保護者が「子どもたちに体験させたい遊び」の問いに対して、虫とり、基地づくりや探検ごっこ、木登りなど、自然環境に触れながら活発な遊びができる場所を求めておりました。また、同調査で子どもたちへのアンケートについて「公園でしてみたい遊び」について、基地づくりや体験ごっこが45.9%でトップ、続いて魚釣り、小動物と遊ぶなどとなっています。やはり自然に親しむ遊び場を望んでおります。この傾向は現在の今でも変わっていないのでしょうか。子どもと公園に行けばもちろん遊具でも遊ばすけれども、木に登りたがったり、植栽のところに行って虫をとったり、そうした遊びをしたがります。今の区内の公園ではそうした遊びが十分にできるでしょうか。（スクリーンを写真画面に切り替え）

写真をごらんいただきたいと思います。これはいずれも神田地区の公園ですが、どこも同じように見えます。真ん中に広場がありまして、その周りに子どもたちの遊具が設置してあり、土遊びや探検ごっこができるような十分な場所はありません。またいずれの公園もボール遊びや木登りなどは禁止をされており、自由に遊ぶことができません。もっと公園ごとに個性や特徴があれば子どもたちにも魅力を感じてもらい、喜んでもらえるのではないのでしょうか。（スクリー

ンを元に戻す)

一方、近年、禁止事項をなるべく設けずに子どもがやりたいように遊ぶをモットーに泥んこ遊びや木登り、穴を掘るなど、伸び伸び遊べる冒険遊び場、いわゆるプレーパークが各地に増えております。プレーパークというと広い敷地をイメージしがちです。(スクリーンを写真画面に切り替え)

そこでご紹介したい公園があります。これは押上公園の一角にある「わんぱく天国」という公園です。(スクリーンを写真画面に切り替え) わんぱく天国は1987年4月に開園、子どもたちが自然に触れながら生き生きと冒険遊びを楽しむことができる遊び場がコンセプトだそうです。広さは3,000平米ですので、千代田区で言えば錦華公園より少し広く、和泉公園より一回り小さいくらいでしょうか。(スクリーンを写真画面に切り替え) この公園は大型の木の遊具、ロープスライダー、小高い山にはトンネルがあり、子どもたちが楽しく遊んでおりました。公園内には野菜の菜園などで野菜やお米づくりをやっており、お米づくりの体験には多くの子どもたちの応募があるそうです。(スクリーンを写真画面に切り替え) また園内には木工室も設置されております。ちなみにこの子どもは私の娘であります。

公園にはプレーリーダーが常駐しており、子どもの見守り、遊びの手伝い、そして木材加工を教えるなどしております。このわんぱく天国は、年間で2万5,000人以上の親子が利用し、お米づくり体験などのイベントなどを含めると毎年約3万人の親子連れが利用しております。この公園は、区内の市民団体が区に対して、子どもが自然に触れ合える場所をつくってほしいという要望を受け、墨田区が周辺の小学生の5・6年生を中心に子どもわんぱく会議を結成し、どのような公園をつくってほしいかということ子どもたちが議論し、その子どもの意見に基づいて設計し整備された公園だそうです。(スクリーンを元に戻す)

私はこうした公園が区内にあるといいと思うんですけども、それ以上に大切だと思ったのは、この公園が子どもたちの意見を十分に取り入れてつくられているということです。もちろん公園は子どもたちだけのものではありません。住民も近隣で働く人も使用するところです。しかし、今後公園を整備していく際に、遊びの主人公である子どもの意見を反映させることも必要なことではないでしょうか。

今後、区内の公園の整備を行っていく際に、子どもたちが参加する整備検討する会議や、また子どもたちに公園の整備をする際アンケートを行うことを求めますが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

次に、**保育園児のお散歩中の安全対策**について質問いたします。

滋賀県大津市の県道交差点で信号待ちをしていた保育園児と保育士の列に自動車が突っ込み、園児など16人が死傷するという痛ましい事故が発生しております。改めて犠牲になられた方にお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われた皆さんにお見舞い申し上げたいと思います。

この事故を契機に子どもの安全をどう守るのが今問われております。区内でも園庭のない施設も増えており、園児が外出する機会も多くなっています。安全に園外の活動を行える環境の整備や子どもの命にかかわる緊急の課題となっています。区は、全ての保育施設に対し道路などの

危険箇所についての聞き取り調査を行っているようですが、その結果はどうなのでしょう、またどのような対策を行っているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

この間、区内で増えている認可保育園は園庭がない保育園が中心になっています。園庭がない保育園に通う子どもたちにとって、外遊びの機会は近隣の代替園庭のお散歩ということになり、当然外遊びを増やすとお散歩の回数が増えるわけです。その分事故などのリスクが増えます。お散歩に連れていく保育士の負担も増えます。一方、散歩の機会を減らすことは子どもの成長にとっても問題です。子どもの成長を保障する一方で、園児の事故などのリスクを減らすためには園庭やホールがある保育園の増設が必要なのではないでしょうか。なかなか都心ではそうした場所を探すのは大変です。しかし、せめて代替園庭までの距離を短くすることは可能だと思います。

そこで、今後認可保育園を増設していく際に、園庭やホールの設置を求め、それができなくてもせめて大体園庭までは子どもの足で歩いて何分、大きな通りを渡らなくてもよいなど、そうした基準を設けてはいかがでしょうか。

以上、未来ある子どものための施策の充実を求め質問を終わります。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 牛尾議員の保育園等の散歩ルート of 安全確保に関するご質問にお答えいたします。

お話のように、滋賀県大津市や川崎市で幼い子どもたちが被害者となる痛ましい事件、事故が続いて発生いたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、子どもたちを初めとして被害に遭われた方々の心と体の傷が一日も早く癒やされることを重ねて願うものであります。

保育園等における散歩時の安全対策は、これまでに起きた事件や事故を教訓として道路環境を整備するためのガードレールや信号機の設置、公園安全利用指導員による園外活動中の見守りの実施などを行ってきたところであります。今回の事件、事故を受け、改めて園児や児童の安全対策を見直し、ハード、ソフト両面の対応を含んだ総合的な安全対策を進めていくよう所管に指示をしたところであります。その際は、保護者と子どもたちが地域と一緒にやって行く取り組みをさらに一層広げていただくことも肝要だろうというふうに思っております。

なお、詳細及び他の事項については関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔子ども部長大矢栄一君登壇〕

○子ども部長（大矢栄一君） 牛尾議員の散歩ルート of 安全確保に関するご質問について、区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、緊急対策として、私立、公立各施設長により情報提供された散歩ルート等における危険箇所については、保育士による詳細な現地調査を行い、写真と地図による可視化を図りました。今後は警察や道路管理者等の協力を求め、ガードレールやガードパイプの設置などにより危険箇所の改善に努めていく予定です。

また、散歩ルート等の安全な移動が可能になるよう、園児の外出時の見守りを強化するための人員強化や園外活動時のバス借り上げの回数増加など、総合的な安全対策を早期に検討してまい

ります。

次に、保育園を増設する際の基準についてのご質問ですが、乳幼児における屋外での活動は身近な動植物に親しみを持って接し、命のとうとさに気づくなど、健康な心と体を養うために欠かすことはできません。しかしながら、地価や賃料が極めて高い当区で専用の園庭を確保することは、あるいは園舎内にホールを設置することは、一部の私立認可保育園にはホールが設置されているものの、大変難しいのが現状です。また、代替園庭に関する基準については、東京都保育所設備運営基準に、保育所から徒歩でおおむね5分以内の距離であることが望ましいとの定めがあり、この基準が本区において適当であると考えております。

次に、恒常的な遊び場の増設についての質問ですが、体を使って思いっきり外で遊ぶ機会を増やしていくことは子どもたちにとって必要なことと認識しております。区では、当面の目標であった1小学校に1カ所の子どもの遊び場を整備し、さらに今年4月に「くだんしたこどもひろば」を開設し、多くの子どもたちがボール遊びなどを楽しんでおります。遊び場を恒常的に設置できることは望ましいと考えますが、次善の方策として、今後も仮に暫定であっても適地であればボール遊びができる空間を確保してまいりたいと考えております。

最後に、遊び場の整備計画についてですが、区有地は区民の貴重な財産であり、さまざまな行政需要も比較考量した上でその用途を決定すべきものでありますが、今後も遊び場に適した場所であれば暫定的な利用であっても活用してまいりたいと考えております。その際には利用者の声を聞きながら整備していきたいと考えております。

〔環境まちづくり部長松本博之君登壇〕

○環境まちづくり部長（松本博之君） 牛尾議員の公園の整備や確保についてのご質問にお答えいたします。

千代田区には22カ所の都市公園と24カ所の児童遊園、13カ所の広場がございます。これらの公園等は子どもだけでなく、地域住民や昼間区民の身近な交流、活動、休息等の利用拠点としての役割を果たすほか、環境保全やうるおいあるまちづくり、防災等の重要な役割を担っております。

ご案内のとおり、千代田区は土地の価格が非常に高いという地域特性を持つことから、新たに土地を購入して公園を整備することは現実的ではございません。そうしたことから、これまで区は民間開発等の機会を捉えて、公開空地等の広場空間の確保に努めてまいりました。これまでに約45ヘクタールのスペースを整備してきたところであり、今後も引き続き民間開発等の機会を捉え、新たなオープンスペースを創出して、誰もが利用でき、憩える広場空間の確保に努めてまいります。

公園の整備を行っていく際に、アンケートの実施などによって子どもたちの意見を取り入れることにつきましては、今後予定している錦華公園の整備に向けて既に検討しているところであり、他の公園整備につきましても同様の取り組みを進めてまいりたい方針です。

○11番（牛尾こうじろう議員） 11番牛尾こうじろう、自席より再質問させていただきます。まず、子どもの安全についてですけれども、きょうたまたま九段下の交差点で保育園の2歳児

の皆さんがお散歩をしていたんですね。大きな靖国通りの交差点を渡っていたところ、1人の園児が道路で転んじやって、手をつないでいますから、次々に子どもたちが転んで、保育士がその子どもたちを起こすのに大変だったという状況を見たという方からお話を聞きました。やはりお散歩中はやっぱりそういった、やっぱりリスクがやっぱりあるわけですね。だから、確かに先ほどおおむね5分以内の基準があることが望ましいと言っていますけれども、せめて代替園庭に行くときにそうした大きな交差点を渡らなくて済むとか、あるいはそれが難しい場合は、代替園庭までのこういうふうなルートを行くと安全だとか、そういった園への協力、あとはそういった基準の確保、改めて求めたいですし、人員の確保も保育士の増員も含めてしっかりと行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

いま一つは、公園の遊び場の問題ですけれども、遊び場や公園を実際に増やしていくというのは、確かに土地が高い千代田区では困難だと思います。だからこそ計画をつくって、あらゆる知恵と工夫を出し合っていくことが求められているんじゃないかというふうに思うんですね。マンションが開発によってどんどん増えていっています。当然、公園の需要というのも今後増えていくでしょう。公開空地を使って広場をつくると言っていますけれども、そうした場所は子どもの遊び場にふさわしいかということも問われると思うんですね。建物が近くにあって、建物を傷つけるかもしれない、遊びの中で。あるいは建物の利用者もいる。本当にそうした環境が子どもを遊ばせるのにふさわしいかというふうに思うんですね。だからこそ、そうした公開空地じゃなくて、実際に公園を増やしていく。そのために知恵を出し合っていこうじゃありませんかということで計画をつくったらどうかというふうに言っているんですけれども、もう一度お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔子ども部長大矢栄一君登壇〕

○子ども部長（大矢栄一君） 牛尾こうじろう議員の再質問にお答えします。

保育園を選ぶときに、現在、園庭がとれるか、そうでなければせめて安全なルートが確保できるかというようなご質問ですが、当然、例えば同じような条件の中でどちらかを選ぶといったようなときには、それはそういうところに公園が近くにあるとか、園庭があるというような条件があれば当然そういうことは考慮に入れますが、今現在、認可園を誘致する際に、例えば2カ所の避難とか、あるいはビルの中でほかのテナントがなかなか賛成してもらえないなどで、なかなか現状で保育園を誘致する際に、その場所を探すのも非常に厳しい状況ではあります。

そういう中で、我々としても当然、保育園を、手を挙げてくれたところが園庭があったりとか、あるいは公園のすぐそばであれば、我々としても当然それにこしたことはないと思っておりますけれども、ただ、今、待機児童を何としてでも出さないという中で、困っている保護者の方々を優先して、まずは待機児の解消ということであれば、そこについては、今現在できる限り園庭や、あるいは安全なルートについてはなるべく確保するように努力はしていきますけれども、（発言する者あり）まずは待機児童の確保、その上で先ほどから区長からの指示もあるように、安全については十分に確保していきます。したがって、先ほど言ったように、人員についても、それが保育士なのか、あるいはガードマンのような者かは別にしても、人員の確保だとか、あるいは人員

確保、それから先ほど答弁したように、バスの増便等々も踏まえて考えているところですので、総合的に考えていきますので、よろしく願いいたします。

〔環境まちづくり部長松本博之君登壇〕

○環境まちづくり部長（松本博之君） 牛尾議員の再質問にお答えいたします。

公園や遊び場の整備計画が必要だというようなご主張でございました。やはり千代田区の特性として地価も高い。また、あいている土地も極めてまれであると。そういう特性につきましては同じ認識であると思います。そうした中で、区としてはさまざまな手段を使いまして、例えば住宅付置制度を発展させた住環境の整備、そうしたようなさまざまな手法を駆使して、そうした子どもの遊び場という面でも確保に向けて、努力をしているところでございます。なかなかそうしたさまざまな手法で、しかも民間の開発等の相手のあることでございますので、なかなかそれを計画的に例えばいつどこにどの程度というような計画を立てるのは非常に難しいわけですが、極力遊び場、公園などの確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により、休憩します。

午後3時45分 休憩

午後3時58分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○6番（岩田かずひと議員） 2019年第2回定例会一般質問をさせていただきます。

この千代田区には、地区計画を変更し、建物の高さ制限を一部で現行の60メートルから150メートルにする構想があるという話は、私が一般質問で何度となくしておりますが、現在は日本テレビ通り沿道まちづくり協議会が検討を進めている状態です。千代田区は、地域の皆様のご意見を聞いて進める。緩和は決定していないとしていますが、住民からは、日テレのための緩和だ。寝耳に水。文教地区で子どもが多い場所なのに巨大施設ができると治安が悪化すると不安の声が出ていることは皆さんご存じのことだと思います。

ある民放関係者によりますと、赤坂サカスの開発によって東京放送ホールディングス（TBSホールディングス）が不動産収入を得ているように、本社が戻るかどうかは不明ですが、日本テレビも二番町再開発でもうきたいのではないかとのことです。また、千葉大学の福川裕一名誉教授は、高層建築のためには敷地内に空き地をつくる、つまり道路から後ろにずれる必要があるのですが、これは高層化とオープンスペースという病だと考えています。都市空間の快適さを決めるのは、実は道の幅と建物の高さの割合です。これはローマ時代から続く考え方で、フランスの都市計画などにも引き継がれています。要するに高層化では快適なまち並みにはなりませんと批判しております。

また、日テレ通りを中心ににぎわいを創出など、あちこちににぎわいという言葉が出てくることから、まちのにぎわいを念頭に入れていると思われまます。それはつまりまちを活性化させるこ

とであろうと認識しておりますが、本当の意味の活性化とは何でしょうか。外からお客さんを呼び込むことでしょうか。それは住民の反対を押し切ってまち並みを壊してまでもしなければならぬことなのではないでしょうか。

自分は自分なりに活性化について考えてみました。あくまでも一例ですが、例えば麴町について、近年の発掘成果によれば、麴町から四ツ谷駅周辺にあった江戸時代の屋敷地跡からみそやこうじを製造した手掘りの地下室である室が数多く発見されており、文字どおりこうじの産地であったらしいこともわかっております。であるならば、麴町のこうじとして、こうじを使った食品を売り出すというのはいかがでしょうか。例えばこうじを使った甘酒、こうじを練り込んだパン、バターのかわりにこうじを塗ったパン、こうじを練り込んだうどん生地、フランス料理の香りづけにも使えますし、生こうじでつくったこうじ水、ほかにもこうじは化粧水にも使えます。

このように地名由来の地の物を利用して、いわゆるまちおこしをしてにぎわいを創出することも考えられるのではないのでしょうか。

さすがに隼町でハヤブサを飼うのはハヤブサが余りにもかわいそうでありますし現実的ではありませんが、それ以外にも藍染職人が住んでいて染物業が盛んであったことに由来する東紺屋町の染物なども考えられます。区内にはたくさんの武道具点がありますが、例えば目が細かく上質な東紺屋町印の藍染の木綿生地を使用した職人の技が光る剣道袴が売り出されたとしたら、この際、私はぜひとも剣道袴を新調したいと思っております。

確かに不動産は実入りも大きく、にぎわい創出のためとして、容積率の緩和や高さ制限を緩和することに頼るのは簡単ですが、まちのにぎわい、活性化のために違った方策を考えてみるべきではないでしょうか。今後の区の方策があれば教えてください。

次に、いじめ問題について質問いたします。

これまでもたびたび学校におけるいじめ事案が報道されています。最近では、大阪府吹田市の市立小学校で2015年秋から約1年半にわたって女子児童がいじめを受け、骨折などのけがをしていた問題が連日報道されておりました。吹田市の原田教育長は、今月13日の記者会見で、多大な負担をおかけして心よりおわび申し上げますと謝罪しました。市の第三者委員会が12日に発表した調査報告書によると、被害女子児童は2015年秋から17年春にかけて5人の男子児童からいじめを受けたそうです。階段の途中で押されたほか、ランドセルを背後から引っ張られて転倒させられそうになったり、傘やほうきでたたかれたりしたそうです。また、男児らが家に入り込んで女子児童をトイレに閉じ込めたこともあったそうです。男児らは女子児童のきょうだいにも悪口を言った上、女子児童に、「先生に言ったら、きょうだいにボールを当てるぞ」とおどしたということです。第三者委員会は、いじめの訴えを放置した学校や市教育委員会の対応を批判し、原田教育長は指摘事項を丁寧に検証して再発防止に取り組みたいと語りました。

一方、吉村洋文知事は、13日報道陣に、先生も学校も市教育委員会もいじめへの感度が低過ぎる。放置されてきたのは大問題と対応を批判しました。府教育委員会は、吹田市の要請を受けてスクールカウンセラーを学校に派遣することを決定し、近く府内の市町村教育委員会に対しいじめの早期把握と適切な対応を求める通知を出すとのことです。

いじめ事案における加害児童の行為は大人であれば犯罪に該当する行為です。しかし、刑法では14歳未満の少年には刑事責任能力がないとされているため、少年事件においても14歳以上の少年とは異なる取り扱いをされています。この14歳未満の少年事件、すなわち14歳未満の少年が刑罰法令に触れる行為をした事件のことを触法事件といますが、この触法事件の場合、まずは警察官が事件の調査を行い、その結果、少年の行為が一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料する場合には、事件を児童相談所長に送致する流れになります。警察官は調査において、少年に対し触法事件の対象となる事実やその動機、少年の生活環境などについて聞いていくことになります。この点について14歳未満の少年は警察での拘束や事情聴取を受けないとの誤解がありますが、現実的には捜査ではなく調査という名目で、14歳以上の少年と同じように警察での拘束や事情聴取を受けることになります。そしてその後、児童相談所長に送致された事件については、児童相談所の職員が少年や少年の保護者から話を聞いていくことになります。児童相談所は、そこで聞いた内容や警察の調査結果などを総合して、少年を家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合には、少年を家庭裁判所に送致することになります。一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れる行為を行った触法少年に関しては、原則として家庭裁判所に送致されることとなります。触法事件が家庭裁判所に送致されて以降は一般的な少年事件とほぼ変わらない流れとなります。触法事件の場合には、14歳未満の少年が逮捕という形で身柄拘束されることはありませんが、児童相談所の一時保護という形で身柄拘束されることはあります。一時保護の期間は法律によって原則2カ月以内と定められていますが、少年の状況によって2カ月より短くなることも長いこともあります。また、触法事件の場合であっても、警察は事件の調査で必要がある場合には、押収、捜索、検証、鑑定嘱託ができると定められており、事件によっては警察が家に突然やってきて家宅捜索を行う可能性もあります。もちろん加害児童の父兄には民事上の責任があることも忘れてはいけません。

このようにいじめは犯罪であり、犯罪の場合と同様の対応が必要となります。いじめは子どもの生命や心身に将来にわたって重大な影響を及ぼすものですが、いじめ問題への対応に当たっては学校はえてして大ごとにしたくないような風潮があるようです。教員や学校組織の保身ではなく、被害児童のことを第一に考え、迅速な対応を行っていただきたいと思います。また、その後のフォローも問題です。被害児童への心のケアや再発防止に努める必要があります。

そこで本区はいじめの実態についてお尋ねいたします。本区でもいじめがあると聞きました。各学校ではいじめ防止基本方針を定めているとお聞きしていますが、いじめ問題についてどのような対応をしているのかお答えください。

また、いじめの早期発見のためには全体アンケートが有効です。いじめが発生したそのとき、このようなアンケートは実施したのでしょうか。そしていじめが発生した場合には保護者に現状をいち早く伝えることが必要だと思います。いじめが発生したそのとき、保護者への協力や理解を得るためにどのような対応をしたのでしょうか。

最後に、やはり外部の目による調査が必要です。いじめが発生したそのときに第三者委員会は設置したのでしょうか。またどのような場合に設置されるのかをお答えください。

区長、教育長並びに関係理事者の明快な答弁を期待して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 岩田議員の商店街だろうと思いますけれども、活性化に関するご質問にお答えいたします。

商店街の活性化とは、私なりに考えることは、多様な方々がその地域で買い物をし、時には集い、そしてある面ではその周辺の生活をする方々にとってコミュニティの場という位置づけであれば必ずや商店街は活性化という位置づけになるだろうと思います。

そうした中で、まさに商店街沿道の方々がどのような考え方を持っているか、そのことを十分にお聞きしながら、区としてソフトまたはハード面でどこまでさまざまな協力ができるかということは今後慎重に検討してまいりたいと思います。

特に、この商品とこのメニューをどうのというのは私のほうが言うことではなくて、まさにその商店街がさまざまに考えることだろうと思います。

なお、詳細及び他の事項については関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔教育担当部長村木久人君登壇〕

○教育担当部長（村木久人君） 岩田議員のいじめ問題に関するご質問にお答えします。

いじめはどこの学校でも起こり得る問題であり、またどの児童も加害者にも被害者にもなり得る問題です。本区も例外ではありません。いじめは児童の生命や心身の健全な成長、また人格の形成に大きな影響を及ぼす重大な問題であると認識しております。そのため、各学校では、いじめの未然防止を第一とし、その上で早期発見、早期対応を基本とした取り組みを行っています。学校では、まず特別の教科道德の授業などで児童の自尊感情や自己肯定感を高め、人を思いやる心を育み、いじめは許されない行為であることをしっかりと教えます。いじめの早期発見に向けては、年3回、毎学期、いじめアンケートを実施しており、本年度も既に第1回目を実施しています。アンケートにいじめにかかわる記載があった場合には、速やかに聞き取りを行い、児童の心情に寄り添った丁寧な対応をしていきます。

学校がいじめの事実を把握した場合は、学校いじめ防止基本方針に基づき、当事者、関係者、周囲の第三者から十分に聞き取りを行い、事実関係を確認し、それぞれのケースに応じた解決を図ります。対応に当たっては担任任せにせず、管理職主導による組織的な対応をします。また、各校に設置している弁護士や臨床心理士などの外部の有識者を含む健全育成サポートチームによる専門的かつ客観的な助言を受け、必要に応じて関係機関と連携をとりながら解決に向けて対応していきます。

いじめ問題の解決に当たっては、やはり各家庭の協力が大切です。各校では、必要に応じて保護者宛てに文書を発して理解を求めたり、場合によっては緊急保護者会を開いたりして各家庭の理解や協力を求めるようにしています。

教育委員会では、こうした各校の対応を全面的に支援しています。しかし、さまざまな対応にも関わらず児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、いわゆる第三者委員会による調査を行うこととなり、調査を行ったこともあります。今後もいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

〔地域振興部長細越正明君登壇〕

○**地域振興部長（細越正明君）** 岩田議員の地域のとりわけ商店街の活性化に関するご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

地域ブランドとは、そこに住み、働き、学ぶ、全ての人たちが創意工夫してつくり上げていくものであり、有形、無形を問わず、それがあつて自らのまちに誇りと愛着が生まれることとなります。

岩田議員が一例に挙げられたこうじを使った製品もまさに地域ブランドの1つになり得るものであり、地域の方々が大切に育て上げ広めていくものだと考えています。また、それがひいては地域、商店街の活性化やまちのにぎわい創出に寄与するものと認識しております。

千代田区商工業連合会では、ここ数年「ビジョン2020」の基本方針と称して、その年度に行う事業計画を定め公表しています。その取り組みの中で、ブランド部会を立ち上げ、地域ブランドの創出に力を入れています。地域ブランドを発掘し、磨き上げ、発信していくことは千代田区のシティプロモーションにもつながるものであり、区といたしましてもしっかりと地域に根づいていくことを期待するとともに、こうした民間団体との連携も視野に入れながら、千代田区オリジナルのブランド創出に努めてまいります。

○**議長（小林たかや議員）** 以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1及び第2を一括して議題にします。

議案第31号 特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施行に伴う引込管路工事等委託協定の締結について

議案第33号 災害対策用備蓄物資（水）の購入について

（企画総務委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第31号、特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施行に伴う引込管路工事等委託協定の締結についてにつきましてご説明を申し上げます。

特別区道千第262号における電線類地中化事業の施行に伴う引込管路工事等の施行を内容とする委託協定を締結するもので、協定金額は2億2,000万円、相手方は東京電力パワーグリッド株式会社となっております。

令和元年度一般会計環境まちづくり費及び令和2年度債務負担行為として、予算のご議決をいただいているものでございます。

次に、議案第33号、災害対策用備蓄物資（水）の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資としてミネラルウォーターを購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は1,310万5,514円、購入先は株式会社赤尾東京本社となっております。

令和元年度一般会計総務費として予算のご議決をいただいているものでございます。

以上2議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第3から第8を一括して議題にします。

議案第28号 令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号

議案第29号 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第34号 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

議案第36号 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

議案第37号 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

（地域文教委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第28号、令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。

補正前の額604億8,193万4,000円に2億3,014万8,000円の予算額を追加させていただきます。内容は、千代田区プレミアム付商品券事業及び過誤納還付金の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は607億1,208万2,000円となっております。また、債務負担行為の補正といたしまして、千代田区プレミアム付商品券事業に係る令和2年度までの債務負担行為として、限度額3,009万9,000円を追加するものでございます。

次に、議案第29号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格を取得するために必要な研修の実施者といたしまして、都道府県知事のほか、政令指定都市の長を追加するものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第34号、千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、議案第36号、千代田区立こども園条例の一部を改正する条例及び議案第37号、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例の3件でございます。いずれも子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、幼稚園、保育園等を利用する3歳児から5歳児までの保育料を無償にするとともに規定を整備するものでございます。

このほか、千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例につきまして、多子軽減制度の拡充として、第1子が小学生以上の場合であっても第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にするよう規定をいたします。

いずれの改正も本年10月1日から施行いたします。

次に、議案第35号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例でございます。

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例に定める保育施設等の運営基準について規定を整備するものでございます。

本年10月1日から施行をいたします。

以上6議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも地域文教委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第 9 及び第 10 を一括して議題にします。

議案第 30 号 千代田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 32 号 千代田区立障害者福祉センターの指定管理者の指定について

(保健福祉委員会審査付託)

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第30号、千代田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を改め、その償還方法として月賦償還を追加するとともに、貸し付けに当たっての保証人の必置義務を廃止するものでございます。

公布の日から施行し、本年6月5日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する貸し付けから適用をいたします。

次に、議案第32号、千代田区立障害者福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

千代田区立障害者福祉センターの指定管理者の指定期間が満了することに伴い、新たに令和2年4月から令和12年3月までを指定期間として、社会福祉法人武蔵野会を指定するものでございます。

以上2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも保健福祉委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第11から第15を一括して議題にします。



報告第5号 平成30年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

報告第6号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

報告第7号 (仮称) 外神田一丁目公共施設新築工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第8号 (仮称) 外神田一丁目公共施設新築電気設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第9号 (仮称) 外神田一丁目公共施設新築給排水・空調設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

○議長（小林たかや議員） 執行機関より報告をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 報告案件5件につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第5号、平成30年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてでございます。

本年第1回区議会定例会におきましてご議決を得ました平成30年度一般会計予算の繰越明許費5億3,511万6,000円のうち、5億1,296万円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告をするものでございます。

明許費と繰越額との差額2,215万6,000円でございますが、お茶の水小学校・幼稚園の仮校舎整備に係る予算について、年度内に執行することができたことにより、繰越額が減少したものでございます。

次に、報告第6号、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。

自転車で通行中、区道上に生じた陥没箇所において転倒し、負傷等をした事故に係る損害賠償請求事件につきまして、専決処分により区が被害者に対し5万1,634円を支払うことで和解をいたしましたので、ご報告するものでございます。

次に、報告第7号から第9号までの（仮称）外神田一丁目公共施設新築工事請負契約、新築電気設備工事請負契約及び新築給排水・空調設備工事請負契約のそれぞれ一部を専決処分により変更した件についての3件でございます。

地中障害物の撤去等による諸経費の増に伴い契約変更したもので、新築改築工事請負契約は、契約金額2億4,984万円を2億6,558万1,200円に、新築電気設備工事請負契約は、契約金額3億3,912万円を3億4,147万4,200円に、新築給排水・空調設備工事請負契約は、契約金額4億8,384万円を4億8,698万6,200円に変更いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上5件につきましてご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林たかや議員） 報告します。

本日まで受理しました請願は、お手元に配付しました請願付託一覧表のとおり、企画総務委員会に付託しましたので報告します。

報告を終わります。

以上で、本日の日程全てを終了しました。

次回の継続会は、7月1日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。

散会します。

午後4時28分 散会